

会議の概要(議事録)

会議の名称	(番号) 1-11	令和7年度墨田区青少年問題協議会			
開催日時	令和8年1月21日(水) 午後3時00分から午後3時45分まで				
開催場所	墨田区役所庁舎17階 墨田区議会第1委員会室				
出席者数	<p>【委員】34名(委員数41名)</p> <p>【事務局その他】教育委員会事務局次長、地域教育支援課長、地域教育支援主査、庶務課長、指導室長、子育て支援課長、本所警察署生活安全課長、本所警察署生活安全課少年第一係統括係長、向島警察署生活安全課長、向島警察署生活安全課少年第一係長</p>				
会議の公開 (傍聴)	公開(傍聴できる) 部分公開(部分傍聴できる) 非公開(傍聴できない)	傍聴者数	0人		
議題	<p>1 令和8年度墨田区青少年対策基本方針(案)について(協議)</p> <p>2 令和7年度墨田区青少年対策事業推進状況について(報告)</p> <p>3 墨田区子ども・若者計画に係る令和6年度事業実績及び令和元～6年度総合評価について(報告)</p> <p>4 墨田区こども計画(第Ⅲ部 墨田区若者計画部分)に係る事業の実施状況について(報告)</p>				
配布資料	<p>1 令和7年度墨田区青少年問題協議会次第</p> <p>2 墨田区青少年問題協議会委員名簿 資料1</p> <p>3 令和8年度墨田区青少年対策基本方針(案) 資料2</p> <p>4 令和7年度墨田区青少年対策事業推進状況 資料3</p> <p>5 墨田区子ども・若者計画令和6年度事業実績及び令和元～6年度総合評価 資料4</p> <p>6 墨田区こども計画(第Ⅲ部 墨田区若者計画部分)事業一覧 資料5</p> <p>7 墨田区青少年問題協議会条例 資料6</p>				
会議概要	<p>1 会議の成立 地域教育支援課長から、欠席委員の報告及び会議成立の報告(定足数である委員の半数以上の出席があること(墨田区青少年問題協議会条例第6条))がなされた。</p> <p>2 会長(区長)挨拶 会長(区長)の挨拶後、本所警察署長が挨拶した。</p> <p>3 議長の選出 議長の選出について、会長(区長)が務めることとした。</p> <p>4 会議の公開 会長(区長)から議事録作成のための録音とその公開について説明を行った。</p> <p>5 副会長の選任 議事に先立ち、墨田区青少年問題協議会条例第2条第3項の規定に基づき、副会</p>				

長の選任を行った。互選の方法について「会長一任」の声があったため、会長（区長）から副区長を副会長に指名し、委員の承認を得た。

6 協議事項

- (1) 令和8年度墨田区青少年対策基本方針（案）について
地域教育支援課長から、令和8年度墨田区青少年対策基本方針（案）（以下、「方針（案）」という。）の説明を行い、協議した。

【主な意見等】

区議会議員 重点目標において、「進めよう」と「努めよう」が「推進しよう」に、「強めよう」が「強化しよう」に前年度から変更されているが、説明にあったとおり墨田区こども計画との整合性を鑑みて文言を変更したという理解で合っているのか。

事務局 おっしゃるとおりである。

区議会議員 同じく重点目標1（9）に関して、「家族全員で過ごす時間を大切にしよう」という文言が新たに加えられているが、追加した根拠があれば教えてもらいたい。

事務局 案を作成するに当たり、他区の青少年対策基本方針等も参考にし、事務局でぜひ取り入れた方が良いと思った文言を新たに加えている。

会長 その他ご意見等がないため、方針（案）について原案のとおり、皆様の拍手をもって、決定いただきたい。

一同 拍手（反対なし。）

会長 原案のとおり方針を決定する。

7 報告事項

- (1) 令和7年度墨田区青少年対策事業推進状況について
(2) 墨田区子ども・若者計画に係る令和6年度事業実績及び令和元～6年度総合評価について
(3) 墨田区こども計画（第Ⅲ部 墨田区若者計画部分）に係る事業の実施状況について
地域教育支援課長から、「令和7年度墨田区青少年対策事業推進状況」、「墨田区子ども・若者計画に係る令和6年度事業実績及び令和元～6年度総合評価」及び「墨田区こども計画（第Ⅲ部 墨田区若者計画部分）に係る事業の実施状況」について、報告した。

【主な意見等】

区議会議員 墨田区子ども・若者計画の事業実績に関して、「いじめ防止対策の推進」で指導室がいじめアンケートを年3回実施したということであるが、取組内容の評価についてどのように分析しているのか教えてもらいたい。

事務局 WEB健康観察システムなどを使い、いじめのアンケートを行った。子どもが早期に相談ができるというところを目的に導入し、いじめの認知件数が上がったというところに寄与していると考えている。

区議会議員 同じく「ステップ学級運営事業」について、69名の支援が実施できたとあるが、全体の何パーセントにあたるのか教えてもらいたい。

事務局 不登校の児童生徒が約500名となるため、全体の約1割になる。

区議会議員 事業評価を「A」としているが、親としても学習できる場所などを提供してもらいたいと思うところで、今後はどのように事業を展開していくのか教えてもらいたい。

事務局 引き続き、学校と連携を図りながら子どもが学習できる場所のひとつとして、教育支援センターを紹介し、多くの子どもが活用できるように取り組んでいきたいと考えている。

関係行政機関 同じく「夏体験ボランティア事業」について、実施したボランティアの活動内容及び募集に当たっての広報活動の内容を教えてもらいたい。

区の職員 ご質問の内容を確認の上、改めて回答する。

(後日、次のとおり回答した。

活動内容は主にイベントやレクリエーションの手伝い等である。広報活動は、区のお知らせや社会福祉協議会のホームページ等で行った。)

学識経験者 以前、子どもが不登校になっている保護者から、保護者会を開催してもらいたいという要望があったため、青少年育成委員会で開催したことがあった。学校では積極的に行えないと思うが、様々な背景を持った親子もいるため、高校受験への道筋を広げてあげることなど、いろいろな方策を考えていきたいと思っている。

区の職員 不登校は子どもに目が行きがちであるが、やはり保護者にも目を向ける必要がある。高校受験に関しても、都立高校では通信制や定時制など様々なタイプがあるため、社会との関わりも含めた情報発信など、あらゆる方策を今後も検討していきたい。

8 その他関連事項について

その他関連事項について意見を募った。

【主な意見等】

関係行政機関 児童相談所は、子どもに関する課題や養育に関する困りごとに対応する機関になっている。方針（案）にも記載されているとおりすみだ保健子育て総合センターの開設に伴い、江東児童相談所のサテライトオフィスが設置されたため、困りごとが生じた際はぜひ相談してもらいたいと思う。

区の職員 令和9年度にも区内に江東児童相談所の機能が新しく入る予定があり、相談場所や子どもの居場所を増やしていくなど、引き続き連携体制を強め

	<p>ていきたいと考えている。</p> <p>会長 本協議会でいただいたご意見を参考にしながら、令和8年度の活動に活かしていきたいと考えている。</p> <p>9 議長解任、閉会（午後3時45分）</p> <p>会議の概要は、以上である。</p>
	教育委員会事務局地域教育支援課地域教育支援担当（内線5165）

令和7年度墨田区青少年問題協議会 次第

令和8年1月21日（水）午後3時～
墨田区役所17階 区議会第1委員会室

司会 地域教育支援課長 戸村 健太郎

開 会

1 挨 拶

墨田区青少年問題協議会会长 墨田区長 山本 亨
警視庁本所警察署長 柴田 正

2 議 事

(1) 協議事項

議案1 令和8年度墨田区青少年対策基本方針（案）について 資料2

(2) 報告事項

報告1 令和7年度墨田区青少年対策事業推進状況について 資料3

報告2 墨田区子ども・若者計画に係る令和6年度事業実績及び
令和元～6年度総合評価について 資料4

報告3 墨田区こども計画（第III部 墨田区若者計画部分）に係る
事業について 資料5

閉 会

※配布資料

- | | |
|-------------------------------------|-----|
| 1 墨田区青少年問題協議会委員名簿 | 資料1 |
| 2 令和8年度墨田区青少年対策基本方針（案） | 資料2 |
| 3 令和7年度墨田区青少年対策事業推進状況 | 資料3 |
| 4 墨田区子ども・若者計画令和6年度事業実績及び令和元～6年度総合評価 | 資料4 |
| 5 墨田区こども計画（第III部 墨田区若者計画部分）事業一覧 | 資料5 |
| 6 墨田区青少年問題協議会条例 | 資料6 |

墨田区青少年問題協議会委員名簿

(令和8年1月21日現在)

職名	選出区分	氏名	備考
会長	墨田区長	山本 亨	
区議會議員		あべ よしたけ	
		とも 宣子	
		中村 あきひろ	
		船橋 けんご	
	学識経験を有する者	浮津 あゆみ	墨田区立小学校長会会长（緑小学校長）
		佐藤 順一	墨田区立中学校長会会长（吾嬬第二中学校長）
		鳥屋尾 史郎	高等学校長代表（都立両国高等学校長）
		吉川 宜範	私立幼稚園連合会会长（向島文花幼稚園長）
		橋本 亮	墨田区立小学校 P T A 協議会会长（八広小学校 P T A 会長）
		松永 亜樹	墨田区立中学校 P T A 連合会会长（吾嬬第二中学校 P T A 会長）
委員	学識経験を有する者	小野 俊一	墨田区青少年委員協議会会长
		小澤 裕二	墨田区少年団体連合会会长
		島田 泰子	墨田区スポーツ推進委員協議会会长
		齋藤 正樹	墨田区民生委員・児童委員協議会会长
		廣田 健史	本所防犯協会会长
		風間 利昭	向島防犯協会会长
		有馬 慶子	墨田区保護司会会长
		西村 紀子	墨中地区青少年育成委員会委員長
		白石 祐一	本中地区青少年育成委員会委員長
		山口 仁美	両中地区青少年育成委員会委員長
		阿部 修三	豎中地区青少年育成委員会委員長
		小林 厚子	錦中地区青少年育成委員会委員長
		坂井 正廣	吾嬬二中地区青少年育成委員会委員長
		堀口 義晃	寺中地区青少年育成委員会委員長
		市川 清	文花中地区青少年育成委員会委員長
		長谷川 豊	桜堤中地区青少年育成委員会委員長
		早川 和宏	吾嬬立花中地区青少年育成委員会委員長
関係行政機関の職員		柴田 正	警視庁本所警察署長
		村島 修平	警視庁向島警察署長
		栗原 博	東京都江東児童相談所長
		佐藤 慎也	墨田公共職業安定所長
		歌川 晃議	東京家庭裁判所主任家庭裁判所調査官
		清水 晴美	東京保護観察所保護観察官
		後藤 克巳	向島労働基準監督署長
区の職員		岸川 紀子	墨田区副区長
		加藤 裕之	墨田区教育委員会教育長
		郡司 剛英	墨田区産業観光部長
		浮田 康宏	墨田区福祉部長
		渡瀬 博俊	墨田区保健衛生部長
		高橋 義之	墨田区子ども・子育て支援部長

令和8年度 墨田区青少年対策基本方針（案）

1 趣旨

今日の青少年をめぐる問題は、少子高齢化・核家族化の進行、情報化社会の進展等を背景に複雑化・深刻化しており、とりわけ、メディア環境の急速な変化に伴い、インターネットの長時間利用やSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などをきっかけに、いじめや自殺、性被害、さらにはいわゆる「闇バイト」への応募から犯罪に巻き込まれるなどといったトラブルが大きな社会問題となっている。

また、オーバードーズをはじめとした薬物に絡む重大事故の発生や乱用、児童虐待の増加、生活困窮世帯に属する子どもの貧困に加え、子ども・若者自身が介護者（ヤングケアラー）となり、勉学や生活などに支障を来す事態も生じている。さらに、成年年齢が18歳に引き下げられたことに伴い、社会経験や知識等が少ない若者をターゲットにした消費者被害の拡大が懸念されるようになったことや、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に日常生活や学校等において、「新しい生活様式」へと行動変容が生じたことも相まって、若者を取り巻く社会環境の変化は激しさを増し、青少年の意識や行動にも少なからず影響を与え、様々な問題として現れてきている。

こうした中、令和5年12月には、子ども基本法に基づく「子ども大綱」が定められ、全ての子どもや若者が将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざし、子ども・若者施策を総合的に推進するための体制が整備された。本区においても、常に子どもをまんなかに捉え、子どもや子育て家庭の意見・視点を意識しながら、笑顔あふれる、子どもの最善の利益を優先するまち「子どもまんなかすみだ」の実現を掲げた。

どのような環境の中でも、いつの時代においても、青少年の健全な育成は、我々大人の責務であり、本区としても、青少年の心の変化や新しい生活様式にも対応した青少年健全育成・非行防止活動を、家庭、学校、地域、関係機関・団体が一体となって展開していくとともに、区が掲げる「暮らし続けたい・働き続けたい・訪れたいまち」の実現に向けて、「人と人とのつながり」を強め、地域力を高めていくため、青少年の健全育成をより一層推進していく必要がある。

このような認識に立ち、青少年の健全育成活動の指針とするため、令和8年度の「墨田区青少年対策基本方針」を策定する。

2 令和8年度の基本的考え方

〔ひきこもり・ニート〕

令和4年に内閣府が実施した「子ども・若者の意識と生活に関する調査」では、ひきこもり状態（妊娠や病気等による場合を除き外出頻度が比較的低い状態が6か月以上）の者は、15～39歳の層で2.05%であり、15歳～64歳の生産年齢人口においては全国で約146万人と推計されている。また、総務省における「労働力調査（基本集計）」によると、令和6年の15～39歳の若年無業者（ニート）は、80万人であり、前年と比べ4万人増加している。このように、若者の社会的自立の遅れは深刻であり、その対策や自立性・社会性を育む取組が求められている。

また、青少年が被害者・加害者となる凶悪な事件が後を絶たず発生していることからも、これまで以上に家庭、学校、地域、関係機関・団体が連携・協力しながらこども・若者を見守る体制を整えていく必要がある。

[インターネット利用・SNS]

こども家庭庁が実施した「令和6年度 青少年のインターネット利用環境実態調査」によると、青少年の98.2%がインターネットを利用しており、小学生から高校生における1日のインターネット平均利用時間は302.3分で2年前と比べて21.8分増加している。

このような中、SNSなどに起因したいじめや性被害等の犯罪が依然として後を絶たず発生しているほか、インターネット上には有害情報が氾濫し、青少年の健全な育成を阻害する要因が多く潜んでいる。

これらのトラブルを未然に防止するため、区内の小中学校では、SNS学校ルールを設ける等のメディア教育に取り組んでいる。また、学校だけではなく、まずは、家庭において、こどもと十分に話し合い、こどもとの共通理解の下に、各家庭でのルールをつくることが大切であるため、家庭内でのメディア教育に取り組めるよう、保護者や地域の方々をはじめ、広く区民に対して啓発活動を行っていくことが求められている。

[不登校・いじめ・自殺]

文部科学省が実施した「令和6年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」によると、全国における「小・中学校における不登校児童生徒数」は、353,970人と過去最多となったものの、増加率は2.2%であり、前年度と比較して低下している。不登校児童生徒数が増加した背景として、児童生徒の休養の必要性を明示した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の趣旨の浸透をはじめ、コロナ禍以降の保護者や児童生徒の登校に対する意識の変化、特別な配慮を必要とする児童生徒に対する早期からの適切な指導・必要な支援や、生活リズムの不調等を抱える児童生徒に対する指導・支援に課題があったことなどによると考えられる、と同調査において考察されている。

同調査による「いじめの認知件数」は、令和2年度に一旦減少したものの、その後4年連続で増加に転じ、令和6年度は前年度比5.0%増で過去最多となっている。これは、いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義やいじめの積極的な認知に対する理解が広がったことや、一人一台端末を活用した心の健康観察の導入をはじめ、アンケートや教育相談の充実などによる児童生徒に対する見取りの精緻化、SNS等のネット上のいじめの積極的な認知が進んだことなどによると考えられる、と同調査において考察されている。

いじめ問題について、区では、各学校における「学校いじめ防止基本方針」の策定や、インターネットを活用した匿名による報告相談、こころとからだのWEB健康観察、24時間対応の「いじめ相談窓口」のほか、毎月10日を「すみだ いじめ防止の日」として意識啓発を図るなど、いじめの防止や早期発見に取り組んでいるところである。

厚生労働省の自殺の統計によると、子どもの自殺者数は増加傾向が続いている。令和6年の全国の小・中学生、高校生の自殺者数は529人で、過去最多となった。この状況を鑑み、令和7年6月に自殺対策基本法の一部を改正する法律が制定され、子どもに係る自殺対策を社会全体で取り組むこと等が基本理念に明記された。

墨田区自殺対策計画（第2次）においても重点施策として、こども・若者の自殺対策に

取り組んでいくところである。

また、不登校やひきこもり、自殺の問題については、本人が抱える様々な問題を理解するとともに、立ち直り等の支援をしていく必要があり、いじめ問題とともに、今後も家庭、学校、地域、関係機関・団体が連携した対応が求められている。

〔薬物乱用〕

薬物乱用防止については、近年、覚醒剤・大麻・危険ドラッグなどといった違法薬物に加え、オーバードーズ（市販薬の過剰摂取）が広がるなど、乱用薬物の多様化、規範意識の低下、携帯電話・インターネットなどの普及により、薬物乱用の拡大、低年齢化が憂慮されている。

警察庁による「令和6年における組織犯罪の情勢」では、覚醒剤事犯により検挙された30歳未満の者は974人で前年に比べ48人増加した。また、大麻事犯で検挙された30歳未満の者は4,478人となり、検挙人員全体の約7割を占めている。さらに、危険ドラッグについては、その乱用者の検挙人員に占める30歳未満の者の割合は、約6割であった。

このような状況の中、薬物乱用の実態把握やインターネット上の違法・有害情報の削除など、撲滅に向け様々な対策が進められており、危険ドラッグをはじめとする薬物乱用の防止に向けた啓発活動の更なる充実が求められている。また、東京都は「東京都安全安心まちづくり条例」において、危険薬物に関する情報の共有化を図るなどの取組を行っており、新たな危険薬物の乱用の根絶に向けた取組の推進が求められている。

〔子どもの貧困〕

子どもの貧困問題については、厚生労働省が実施した「令和4年 国民生活基礎調査」によると、17歳以下の子どもの貧困率は11.5%となっており、特にひとり親世帯の貧困率は44.5%と高い状況にある。貧困家庭における子どもの中には、十分な学習や娯楽等の機会が制約されるなど、社会的体験が希薄であり、将来への希望が持てなくなる例が見受けられ、非行や犯罪につながることもあるため、貧困家庭を社会全体で支えていくことが求められている。

区では、将来を担う子どもが健やかに成長するよう、必要な環境整備を図り、オールすみだで子どもの笑顔があふれるまちをめざすため、「墨田区こども計画」に基づき「子どもの貧困対策」を進めている。

〔児童虐待・ヤングケアラー〕

親による子どもの虐待が深刻な社会問題となっており、全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、令和5年度は225,509件と前年比5.0%増で過去最多であった。主な傾向としては、心理的虐待に係る対応件数が増え、件数も134,948件と全体の59.8%を占めている。また、警察等からの通告による対応件数も増え、116,649件で全体の51.7%を占めている。本区でも対応件数は高止まりで、令和6年度は1,225件であった。このうち虐待と認定した種別は、心理的虐待が43.2%、ネグレクト30.1%、身体的虐待26.6%であった。

令和2年度に国が実施した「ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書」によると、世話をしている家族が「いる」と回答した子どもは、中学2年生で5.7%、全日制高校2年生で4.1%であり、その中には世話をしていても自分のやりたいことへの影響は特にないと回答した子どもが半数いる一方で、家族への世話を「ほぼ毎日」している中高生は5

割弱であった。また、令和3年度に小学生及び大学生を対象にして同様の調査を行った報告書によると、世話をしている家族が「いる」と回答した小学6年生は6.5%、大学3年生で6.2%であった。

区では、令和6年11月5日に保健所、子育て支援、教育分野の一部機能を集約した「すみだ保健子育て総合センター」の開設に併せて東京都江東児童相談所のサテライトオフィス（連携拠点）を設置し、都児童相談所と区子育て支援総合センターの間でも、児童虐待事案についての情報共有や協議、合同調査なども行う体制を整えた。今後は、福祉・介護・医療・子育て・教育等関係機関の連携によるヤングケアラーの早期発見と適切な支援へつなげる取組も求められている。

(※網掛け部分は、今後のこども家庭庁の発表に従って修正します。)

〔青少年の犯罪動向〕

青少年による犯罪動向については、警視庁の統計によると、令和6年中、都内において検挙・補導された非行少年の数は4,878人で、前年に比べ566人(6.8%)増加した。うち、刑法犯少年は4,101人で、前年に比べ754人(22.5%)増加し、特別法犯少年は、681人で前年に比べ115人(14.4%)減少した。非行少年は平成22年からの減少傾向であったが、令和5年からは増加の傾向にある。不良行為少年は、平成30年から令和3年まで減少傾向であったが、令和4年に大幅な増加へ転じ、令和5年からはほぼ横ばいで推移している。行為別では、深夜はいかいが20,029人で最多で、前年に比べ501人(2.4%)減少した。非行少年の主な特徴として、大麻事犯の検挙人員は125人で前年に比べ22人減少している。特殊詐欺の検挙人員は、114人で前年に比べ14人増加しており、少年の特殊詐欺の再犯者率は75.4%で、少年の刑法犯全体の再犯者率(35.9%)と比べて非常に高い状況である。あわせて、初発型非行の一つである万引きの検挙・補導人員は1,253人で前年に比べて192人増加しており、学職別では小学生が435人で最も多くなっており、全体に占める小学生の割合が34.7%となっている。

また、最近の青少年の犯罪の傾向として、闇バイトと称する犯罪行為が社会問題となつており、知人や先輩などによる勧誘、SNSやインターネット掲示板、求人サイト等で「高収入」「ホワイト案件」「簡単な仕事」などと甘い誘いで仕事が募集され、詐欺や強盗などの重大事件に加担してしまう可能性があり、青少年の非行防止に対する取組への理解と活動の推進が求められている。警視庁では、学校や各関係機関と積極的に連携し、セーフティ教室など青少年の健全な育成を阻害する行為及び青少年の犯罪被害防止に取り組んでいる。

(※網掛け部分は、今後の警察発表に従って修正します。)

以上のような状況から、区では、平成30年度に策定した「墨田区子ども・若者計画」を、墨田区こども条例の理念を推進するため、「墨田区子ども・子育て支援総合計画」と一体化した「墨田区こども計画」として令和6年度に改定し、本区におけるこども・若者育成支援施策の一層の推進を図っている。

については、本年度、次の5つの重点目標を設定し、以上の課題に取り組むこととする。

3 重点目標

- (1) 健全な明るい家庭づくりを推進しよう
- (2) 青少年の社会参画を促進しよう
- (3) 社会環境の浄化・健全化を推進しよう
- (4) 家庭、学校、地域、関係機関・団体の連携を強化しよう
- (5) 青少年の非行・被害防止運動を推進しよう

目標1 健全な明るい家庭づくりを推進しよう

家庭は、こどもを健全に育成するための重要な場である。こどもが日常生活を通じて、社会の一員としての自覚を持った自律的な人間となるよう、親が規範意識を育むお手本となり、基本的な「しつけ」や「社会のルール」などを理解させるとともに、家族のふれあいを深め、安らぎのある明るい家庭づくりを推進する。

- (1) こどもは親の鑑、自ら規範意識を持ち真剣に生きる姿を見せよう。
- (2) 家族が互いに理解し合えるよう、何でも話し合える雰囲気づくりを常に心がけよう。
- (3) 家族一人ひとりが家族の一員として自覚を高め、家事の分担などそれぞれの役割を担おう。
- (4) 保護者は家庭教育について積極的に関わり、家庭教育の重要性について理解を深めよう。
- (5) やってはいけないことや間違った行為は、しっかり正そう。
- (6) 元気良く「あいさつ」ができるように、親がこどもにしつけよう。
- (7) 「いじめは、絶対に許されない」ことを家庭内でこどもにしっかりと理解させ、いじめの兆候など、こどもの様子をよく観察して見守ろう。
- (8) 「早寝 早起き 朝ごはん」を実践して、こどもに基本的・健康的な生活習慣を身に付けさせ、「気力・体力・学力」の向上につなげよう。
- (9) 家族や親子で地域行事等に積極的に参加するなど、共同体験を豊かにし、家族のふれあいを深めることや家族全員で過ごす時間を大切にしよう。
- (10) テレビの過剰な視聴、モバイルゲームやスマートフォン等の過度な利用などについて話し合い、生活習慣が乱れないように規則正しい生活を家庭内で心がけよう。
- (11) インターネットやスマートフォン等の利用について、家庭内のルールづくりやフィルタリングサービスの活用に努めよう。

目標2 青少年の社会参画を促進しよう

青少年は、社会との関わりの中で自己を形成し、社会の一員としての自覚を深め人間性豊かに成長していくものである。青少年が様々な社会活動に自主的に参画して、社会奉仕や勤労の意義と喜びを体験することは、自立心や協調性などを培う上で大切なことから、地域社会活動参画への働きかけやジュニア・リーダー等の育成、青少年グループの自主的活動を促

進する。

- (1) 青少年団体等の社会活動を通じて、自律性と社会性を培い、「生きる力」を育成するとともに、仲間を思いやり、助け合うことの大切さを学ばせよう。
- (2) こどもたちの声に耳を傾け、主体性・自主性が尊重され、こどもたちの興味や関心を引き出す場や機会の創出など、生き生きとした地域活動が展開されるよう支援しよう。
- (3) 自然への愛を育み、地域社会の環境美化をはじめ、環境問題への関心を高めよう。
- (4) ボランティア活動への認識を広めて、その参画を促進し、多様な文化や価値観にふれながら奉仕の精神を養おう。
- (5) 職場体験学習等の場や機会を提供し、地域産業への理解を深めるとともに、社会人・職業人として自立できるよう支援しよう。
- (6) 地域社会でスポーツ・レクリエーション・野外活動・芸術文化活動等の体験活動を充実し、青少年の積極的な参画を促進しよう。

目標 3 社会環境の浄化・健全化を推進しよう

青少年を取り巻く社会環境は刺激的な要素が多く、成長の過程にある青少年の心身に与える影響は多大である。区、関係機関・団体及び地域住民は一体となって、「非行を許さない」・「犯罪の被害者や加害者にならない」・「事故のない」、明るい、安全・安心なまちづくりをめざして社会環境の浄化・健全化を推進する。

- (1) 不健全図書類等の販売実態を把握し、啓発活動を行うとともに、有害なチラシやポスターを一掃しよう。
- (2) インターネット上で、「有害情報」などの閲覧や書き込み、情報発信をすることがないよう、その適正な使用について、家庭で注意をすることが基本であり、地域等ではその啓発活動を進めよう。
- (3) 青少年が自主的に活動し、利用することのできる「居場所」づくりを進めよう。
- (4) 「地域防犯パトロール」活動や「すみだこどもの 110 番」運動を積極的に実施し、青少年の安全を確保しよう。
- (5) 交通マナーの普及啓発に努め、交通災害から青少年を守り、違法駐車や放置自転車等もない安全なまちにしよう。

目標 4 家庭、学校、地域、関係機関・団体の連携を強化しよう

こどもの豊かな人間形成を図り、社会の担い手として成長していくために、家庭、学校、地域はそれぞれの役割を理解し、その機能を補完し合うなど、青少年健全育成上の課題の把握や解決に向け、連携をより一層強化していくとともに、関係機関・団体とも連絡調整を図る。

- (1) 家庭、学校、地域、関係機関・団体は、情報交換を密にし、日頃から相互の理解を深め、協力し合おう。
- (2) 学校は、地域との連携・協力を深め、地域社会の活動に協力しよう。

- (3) 保護者や地域住民等は、「地域のこどもはみんなわが子」の気持ちでこどもたちに接しよう。
- (4) 「いじめは決して許されない」「いじめを見過ごさない」ということをこどもたちに教えるとともに、こどもの小さな変化を見逃がさず、関係者は一体となって、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に向けて努力しよう。
- (5) 親の子育て不安解消に向けた取組を地域で進めるとともに、関係機関の子育て支援の一層の充実を図ろう。
- (6) こどもの権利侵害を防止するための啓発活動を進め、保護を必要とするこどもや家庭への支援の充実を図るとともに、児童虐待など地域で気になることがあれば、子育て支援総合センターや児童相談所等に連絡（通報）しよう。
- (7) 学校内や登下校時におけるこどもたちの安全確保のための活動を推進しよう。
- (8) 「あいさつや声かけ」がこどもたちを守り育て、そして地域に根ざした運動になるよう取り組もう。
- (9) 若年無業者やフリーター、ひきこもりの問題が深刻化していることから、放課後学習の推進や特別支援教育の充実を図るなど、こどもたちの発達段階に応じた教育、支援を行い、社会で自立した生活を送るまでの基本や学習内容の定着を図ろう。
- (10) こどもの将来が、その生まれ育った状況によって左右されることなく、平等に教育を受ける機会や様々な体験の機会を得られるよう、必要な環境整備を図り、オールすみだでこどもたちを支援しよう。
- (11) 家庭、学校、関係機関・団体等は連携して、不登校や自殺等の予防・早期対応及び解消に取り組もう。

目標 5

青少年の非行・被害防止運動を推進しよう

青少年による非行や問題行動は、依然として憂慮すべき状況が続いていることから、青少年の非行防止に対する様々な取組への理解を深め、関係機関・団体、地域住民は、その防止のために、なお一層多様な活動を推進する。

- (1) 暴力団が区民の生活等に不当な影響を与える存在であることを認識し、青少年が暴力団と関係を持ち被害に巻き込まれないように、区や青少年関係機関・団体が一体となり、啓発活動などを展開しよう。
- (2) 犯罪被害防止とともに、加害者にもならないよう、SNS等のコミュニティサイトの利用が危険と隣り合わせであることを認識させ、他人への誹謗中傷や有害情報の書込み防止など、インターネット上のルール・マナーを守るよう啓発活動を進めよう。
- (3) 危険薬物等に対する区民の理解を深めるとともに、販売等の情報を知り得た場合は情報提供を行えるよう、「危険ドラッグ」等の有害性や危険性について正しい知識の普及啓発に取り組もう。
- (4) 性非行の防止及び性行動の低年齢化を防止するために、正しい知識の普及啓発に取り組もう。
- (5) 青少年が非行に陥らないよう、不良行為等の問題行動の早期発見、立ち直り支援に取り組もう。

- (6) 「一声運動」や「地域懇談会」など、地域での地道な活動を積み重ねながら、区民の非行・被害防止意識を高めよう。
- (7) 「万引き、自転車窃盗、自動販売機荒らしは犯罪である」ということをこどもたちに認識させ、「しない・させない・見逃さない」ように、地域全体で見守りを強化しよう。
- (8) 国が主唱する「青少年の非行・被害防止全国強調月間」や「社会を明るくする運動強調月間」等に併せ、引き続き関係者の連携を強化し、啓発活動に取り組もう。

令和 7 年度墨田区青少年対策事業推進状況

1 行事等

- (1) 墨田区青少年非行防止強調月間（令和 7 年 7 月 1 日～31 日）
庁舎前に標語「たくましく育つ子どもが未来をつくる」の懸垂幕を掲示した。
- (2) 社会を明るくする運動（令和 7 年 7 月 1 日～31 日 強調月間）
街頭活動やポスターの掲示により、運動の主旨である「犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ」の P R を行った。また、中央集会を令和 7 年 7 月 12 日（土）に曳舟文化センターで実施し、作文コンテストと歌手伊藤咲子氏による公演を行った。
- (3) 墨田区青少年健全育成区民大会
こども家庭庁の主唱する「子供・若者育成支援推進強調月間」の主旨を踏まえ、令和 7 年 11 月 22 日（土）に曳舟文化センターで実施し、大会宣言採択、青少年健全育成作文入賞者発表・表彰式・朗読発表、トリフォニーホール・ジュニア・オーケストラによるアトラクションを行った。
※ 青少年健全育成作文コンクール応募数 4,493 編（入賞作品数 178 編）
- (4) 地域育成者講習会
地域における教育力・相談力の向上のため、主に地域の育成者（青少年育成委員会委員、青少年委員、PTA、子ども会関係者等）を対象に、令和 7 年 11 月 4 日（火）に、一般社団法人ひきこもり UX 会議代表理事 林 恭子 氏を講師に迎えて、「ひきこもるこころを理解する～ひきこもり経験者として伝えたいこと～」をテーマに講演会を開催した。
- (5) 各地区青少年育成委員会における活動
地域の実情に応じて、夜間パトロールや地域教育懇談会、スポーツ・文化活動等の体験事業を行った。
- (6) 薬物乱用防止ポスター・標語作品展
すみだ保健子育て総合センターにおいて、令和 7 年 12 月 8 日（月）から 11 日（木）までの間、区内の中学生が作成した薬物乱用防止ポスター・標語の作品展を開催した。

2 会議等

- (1) 連絡協議会育成委員長会議（全 8 回）墨田区役所 11 階 教育委員会室
※ 第 7 回の会議は令和 8 年 2 月、第 8 回は 3 月に開催予定
- (2) 連絡協議会定期総会 令和 7 年 7 月 5 日（土）曳舟文化センター

墨田区子ども・若者計画

(令和元年度～令和6年度)

令 和 6 年 度 事 業 実 績
令 和 元 年 度 ～ 令 和 6 年 度 総 合 評 価

墨 田 区



～ 目次 ～

「墨田区子ども・若者計画」概要	1
1 計画期間	1
2 計画の位置付け	1
3 事業数及び評価	1
4 計画に対する考え方	2
5 計画の体系	2
6 各事業の掲載	2
■基本方針 1 全ての子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた支援	3
■方向性（1）基本的な生活習慣の形成	3
1-1-1 幼児教育の推進	3
1-1-2 幼稚園、保育所等、小・中学校での食育の推進	3
1-1-3 学校教育における生活習慣にかかる指導	4
1-1-4 食育推進事業	4
1-1-5 健康づくりのための普及啓発	4
1-1-6 健康診査	4
1-1-7 栄養指導	4
1-1-8 エイズ及び性感染症等に関する普及啓発	5
1-1-9 たばこの害についての普及啓発	5
■基本方針 1 全ての子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた支援	6
■方向性（2）確かな学力と豊かな人間性の育成	6
1-2-1 幼保小中一貫教育の推進	6
1-2-2 学力向上「新すみだプラン」の推進	6
1-2-3 教職員研修事業	6
1-2-4 学校支援指導員派遣事業	6

1-2-5 研究協力校（園）及び特色ある学校づくり推進校、グループ・個人奨励	6
1-2-6 人権教育	6
1-2-7 道徳教育の推進	7
1-2-8 S O S の出し方に関する教育	7
1-2-9 若年層に向けた男女共同参画意識の醸成	7
1-2-10 情報教育の推進	7
1-2-11 伝統文化等に触れ合う機会の提供	8
1-2-12 体験的な活動を取り入れた学習	8
1-2-13 夏休み自然体験教室（農山村生活体験事業）	8
1-2-14 自然環境学習	8
1-2-15 子ども読書活動の推進	9
1-2-16 健康と体力向上の推進	10
1-2-17 スポーツ振興事業	10
1-2-18 区民健康スポーツツデー	10
1-2-19 総合型地域スポーツクラブ自立支援	10
1-2-20 スポーツ推進委員の活動	11
1-2-21 各種スポーツ活動	11
■基本方針 1 全ての子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた支援	12
■方向性（3）社会貢献・社会参画の促進	12
1-3-1 地域力育成・支援事業	12
1-3-2 すみだ生涯学習センター事業	12
1-3-3 図書館における青少年活動の推進	12
1-3-4 クリーンキャンペーン	12
1-3-5 ボランティア推進事業	12
1-3-6 ボランティアセンターの活動	13
1-3-7 夏体験ボランティア事業	13

1-3-8 学校のボランティア活動普及事業	13	1-4-5 就職支援コーナーすみだ	18
1-3-9 児童・生徒向けボランティアスクール	13	1-4-6 雇用・就労支援サイト「ジョブすみだ」の運営	19
1-3-10 生産体験活動	13	1-4-7 求職者支援訓練	19
1-3-11 自主グループ等への支援	13	1-4-8 職業訓練受講給付金	19
1-3-12 音楽活動	14	1-4-9 若年者の安定雇用の推進に繋がる各種助成金（国）	19
1-3-13 墨田区のお知らせ等による周知	14	1-4-10 合同就職面接会等の開催	19
1-3-14 国際理解教育の推進事業	14	1-4-11 すみだ人材確保プロモーション支援事業	20
1-3-15 墨田区中学生海外派遣事業	14	1-4-12 人材確保・就職支援コーナー	20
1-3-16 オリンピック・パラリンピック教育推進事業	14	1-4-13 学卒求人申込説明会	20
1-3-17 総合防災教育	14	1-4-14 中高生の就職支援	20
1-3-18 消防少年団	15	1-4-15 ヤング相談コーナー	20
1-3-19 学校防災活動の推進	15	■基本方針2 子ども・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備	21
1-3-20 起震車による地震体験	15	■方向性（1）家庭教育への支援	21
1-3-21 中学生区議会	16	2-1-1 家庭教育への支援	21
1-3-22 すみだ少年少女合唱団	16	2-1-2 P T Aへの支援	21
1-3-23 すみだまつり・こどもまつり	16	2-1-3 「小学校すたーとブック」及び「中学校入学ブック」の配布	21
1-3-24 はたちのつどい	16	2-1-4 家庭における読書活動の推進	21
1-3-25 明るい選挙啓発ポスタークール	16	2-1-5 子育て支援拠点事業	22
1-3-26 若年投票立会人	16	2-1-6 子育てひろば	22
1-3-27 若年啓発グループ	17	■基本方針2 子ども・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備	23
■基本方針1 全ての子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた支援	18	■方向性（2）家庭・地域・学校の連携	23
■方向性（4）職業的自立の支援	18	2-2-1 学校運営連絡協議会	23
1-4-1 キャリア教育の推進	18	2-2-2 学校公開	23
1-4-2 子ども科学教室	18	2-2-3 放課後子ども教室の推進	23
1-4-3 ものづくりスタートアップ連携促進事業	18	2-2-4 学校支援ネットワーク事業の推進	23
1-4-4 ものづくりフェア	18	2-2-5 学校による家庭訪問又は面談	23

2-2-6 学校における地域人材の活用	23	2-3-20 安全・安心メール	30
2-2-7 青少年育成委員会活動への支援	24	2-3-21 有害環境の浄化活動	30
2-2-8 青少年委員活動の推進	24	2-3-22 薬物乱用防止活動	30
2-2-9 学校安全ボランティア事業	24	2-3-23 すみだまつり・こどもまつりでの P R 活動	30
2-2-10 携帯電話等活用した情報発信システム	24	2-3-24 交通安全運動	31
■基本方針 2 子ども・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備	25	2-3-25 健康づくりのための環境整備	31
■方向性（3）子ども・若者の育成環境の整備	25	2-3-26 ボール遊びができる公園等の整備	31
2-3-1 すみだこどもの 110 番運営委員会への支援	25	2-3-27 総合運動場等整備事業	31
2-3-2 帰宅呼びかけ放送	25	■基本方針 3 困難有する子ども・若者やその家族への支援	32
2-3-3 地域福祉プラットフォーム事業	25	■方向性（1）いじめ・不登校対策	32
2-3-4 子どもの居場所ネットワークづくり	26	3-1-1 いじめ防止対策の推進	32
2-3-5 児童館事業、コミュニティ会館事業、社会福祉会館事業	26	3-1-2 教育相談事業	32
2-3-6 児童館における定期学習会の実施	27	3-1-3 スクールサポートセンター事業	32
2-3-7 少年団体の育成	27	3-1-4 スクールカウンセラーの配置	32
2-3-8 子ども会活性化への支援	27	3-1-5 ステップ学級運営事業	33
2-3-9 サブ・リーダー講習会の実施	28	3-1-6 不登校防止対策の推進	33
2-3-10 ネットトラブル対策	28	■基本方針 3 困難有する子ども・若者やその家族への支援	34
2-3-11 セーフティ教室	28	■方向性（2）障害のある子ども・若者への支援	34
2-3-12 デートDV予防啓発講座	28	3-2-1 乳幼児への療育	34
2-3-13 交通安全指導	28	3-2-2 幼稚園・保育所等における障害児教育・保育等	34
2-3-14 スクールサポーター制度	29	3-2-3 学齢児への療育	34
2-3-15 緊急通報装置等の防犯設備	29	3-2-4 就学相談	34
2-3-16 通学路防犯設備整備事業	29	3-2-5 特別支援学級・教室の運営	35
2-3-17 学校 I C T 化推進事業	29	3-2-6 特別支援教育の推進	35
2-3-18 防犯ブザーの配布	29	3-2-7 すみだ教室の実施	36
2-3-19 地域防犯対策	29	3-2-8 就労継続支援事業	36

3-2-9 すみだ障害者就労支援総合センター	36	3-5-7 子ども・若者への見守り支援	41
3-2-10 墨田区福祉作業所ネットワークＫＡＩ	36	3-5-8 ゲートキーパー研修	41
■基本方針 3 困難有する子ども・若者やその家族への支援	37	3-5-9 すみだ こころと生活の相談窓口	41
■方向性（3）若者無業者（ニート）・ひきこもり対策	37	3-5-10 小中学生向け啓発物の配布	41
3-3-1 思春期相談・思春期講演会	37	3-5-11 性的マイナリティの人の人権等様々な人権問題に関する啓発	42
3-3-2 若者の居場所づくり支援	37	3-5-12 児童虐待に関する相談	42
3-3-3 若者や子育て世代等の女性などに対する就労支援	37	3-5-13 児童相談	42
3-3-4 ヤング相談コーナー等における他機関への紹介	37		
■基本方針 3 困難有する子ども・若者やその家族への支援	38		
■方向性（4）非行・犯罪への対策と子ども・若者への支援	38		
3-4-1 地域教育懇談会	38		
3-4-2 地域パトロール	38		
3-4-3 墨田区青少年健全育成区民大会	38		
3-4-4 墨田区青少年非行・被害防止強調月間	38		
3-4-5 ふれあい協議会	38		
3-4-6 サイバーパトロールの実施	39		
3-4-7 更生保護活動	39		
3-4-8 社会を明るくする運動	39		
■基本方針 3 困難有する子ども・若者やその家族への支援	40		
■方向性（5）特に配慮が必要な子ども・若者への支援（ひとり親・生活困窮家庭、自殺対策、外国人、性同一性障害等）	40		
3-5-1 母子生活支援施設	40		
3-5-2 母子緊急一時保護事業	40		
3-5-3 ひとり親家庭自立支援給付金事業	40		
3-5-4 子どもの学習・生活支援事業	40		
3-5-5 外国人等児童・生徒のための日本語指導及び学習支援	40		
3-5-6 区民相談	41		

「墨田区子ども・若者計画」概要

1 計画期間

令和元～6年度

※令和5年度に5年間の計画期間最終年を迎えたが、子ども家庭庁発足（令和5年4月）に伴う子ども基本法第10条第5項に基づく市町村子ども計画への一体化を視野に入れ、計画期間を一年間延長した。

2 計画の位置付け

子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく「市町村子ども・若者計画」である。

区ではこれまで、「墨田区基本構想」、「墨田区基本計画」及び「墨田区教育施策大綱」の理念に基づく子ども・若者分野の施策を含む計画として、「墨田区子ども・子育て支援事業計画」、「墨田区子どもの未来応援取組方針」「すみだ教育指針（墨田区教育振興基本計画）」、「墨田区青少年対策基本方針」等を策定しているが、本計画は、これらとの整合を図りながら、子ども・若者の育成支援を総合的に推進するものである。

なお、新たな課題や環境の変化、国の動向等に対応できるよう、柔軟性をもって計画を推進する。

3 事業数及び評価

総合評価（事業評価）

評価 事業数	AA	A	B	C	D	E	その他
掲載事業数 156	0	154	0	0	0	0	2

AA：目標よりも大きな成果を挙げることができた

A：目標を達成できた（達成度90～100%）

B：目標をほぼ達成できた（達成度70～89%）

C：目標を半ば達成できた（達成度50～69%）

D：目標を十分に達成できなかった（達成度20～49%）

E：目標をほとんど達成できなかった（達成度0～19%）

その他：計画の見直し等により評価が困難な場合

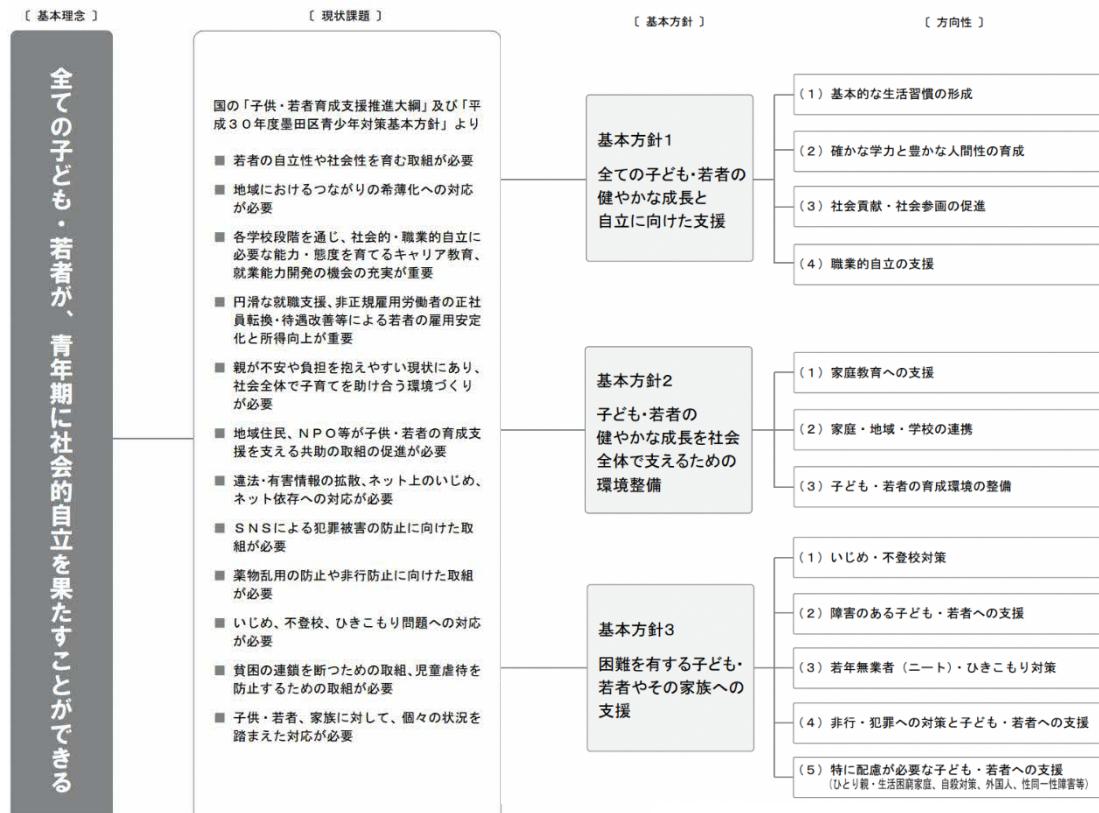
4 計画に対する考え方

「子供・若者育成支援推進大綱」及び「東京都子供・若者計画」を踏まえ、全ての子ども・若者が、青年期に社会的自立を果たすことができるよう、その成長を社会全体で応援することを計画の理念として設定する。

また、子ども・若者の「社会的自立」を目的としていることから、「墨田区子ども・子育て支援事業計画」等との整合を図り、子育て支援の施設整備計画等を除いて、若者の自立支援に重点を置いた事業を推進する。

なお、「社会的自立」については、多様な解釈が可能であるが、本計画では、「子供・若者育成支援推進大綱」の理念等を踏まえ、社会的自立を果たした青年の姿を、社会との関わりの中で自立した個人としての自己を確立し、社会に適応するのみならず、自らの力で未来の地域社会をよりよいものに変えていく力を身に付けた青年と位置付ける。

5 計画の体系



6 各事業の掲載

基本方針とその方向性の下に体系化された事業を以下に掲載する。

■基本方針 1 全ての子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた支援

■方向性（1） 基本的な生活習慣の形成

事業名 【担当課・機関】	内容	事業実績 (令和6年度)	総合評価 (令和元～6年度)
1-1-1 幼稚教育の推進 【指導室】 【子ども施設課】 【私立幼稚園】	幼児期の教育は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要なものです。幼稚園・保育園において、教員・保育士等は、幼児が安定した情緒の下で主体的に活動できるよう環境を整え、基本的な生活習慣や集団生活のルール、健全な心身の発達の基礎等について身に付けるようにします。	<p>【指導室】 幼児が主体的に遊びや生活を進めていくことができるための環境の工夫や教材の提供を積極的に行い、幼児一人ひとりの姿を丁寧に看取りながら援助の工夫の充実を図りました。</p> <p>【子ども施設課】 家庭や地域と連携を図りながら、園児の保護者に対する支援等を行い、保育所保育指針「健康」「環境」「人間関係」「言葉」「表現（音楽・体育・絵画・造形）」に基づいて各年齢に合わせた活動と子どもの興味関心を育む保育を行いました。</p> <p>【私立幼稚園】 各園が独自の教育理念のもと、特色のある教育・保育を行いました。</p>	A
1-1-2 幼稚園、保育所等、小・中学校での食育の推進 【指導室】 【学務課】 【子ども施設課】	食料の生産から消費に至るまでの食に関する様々な体験等を通じて、食に関する理解を深めることで幼児・児童・生徒の健康維持、増進につなげます。	<p>【指導室】 野菜等の栽培を通じて育てる楽しみ、収穫の楽しみ、食す楽しみを体験することができました。また、園行事の際に親子で料理をするなど、食に関する多角的な取組を図りました。</p> <p>【学務課】 親子料理教室：2回実施 食育学習見学会：1回実施</p> <p>【子ども施設課】 保育の中で、野菜等の栽培や調理保育等の食育活動に取り組みました。</p>	A

■基本方針 1 全ての子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた支援

■方向性（1） 基本的な生活習慣の形成

事業名 【担当課・機関】	内容	事業実績 (令和6年度)	総合評価 (令和元～6年度)
1-1-3 学校教育における生活習慣にかかる指導 【指導室】	小学校入学段階のスタートカリキュラムによる指導を始めとして、各教科の学習や学級活動、保健指導、遠足・宿泊などの学校行事等を通じて、集団生活のルールや健康の保持促進、学校内外での安全について指導を行い、望ましい生活習慣を形成します。	<ul style="list-style-type: none"> ■全小・中学校に校則の見直しを依頼し、児童・生徒の実態に合った校則にするように努めました。 ■全幼・小・中学校に体力向上プランの提出を求め、体力向上に努めました。 ■毎月安全指導日並びに避難訓練を行い、児童・生徒に対して安全指導を行いました。 	A
1-1-4 食育推進事業 【健康推進課】 【すみだ食育 good ネット】	「墨田区食育推進計画」に基づき、「手間かけて みんなでつくる すみだの食育」を基本理念に、基本目標『食で「ひと」「まち」「交流」「安心」「協働」を育む』に準じた食育推進事業を区民・地域団体・N P O・事業者・企業・大学など多様な分野と区が連携しながら、すみだ食育推進会議の中で「協創」の食育へと推進します。	<p>【健康推進課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■すみだ食育フェス 2024 参加者数：2,142 人 ■すみだ食育推進会議：2 回 <p>【すみだ食育 good ネット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■特別区全国連携プロジェクト関連事業 (「野菜を育ててみよう!」、「牧場オンラインツアー」等) ■すみだ街かど食堂：月 1 回（計 12 回） 	A
1-1-5 健康づくりのための普及啓発 【健康推進課】	「すみだ健康づくり総合計画」に基づき、区民一人ひとりが生涯を通じて、健康保持増進に取り組めるよう、健康づくりに対する意識の高揚や知識の普及を図ります。	<p>すみだ花体操</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施回数：585 回 ・参加人数：9,689 人 	A
1-1-6 健康診査 【健康推進課】	16歳から39歳までの区民を対象として、健康の増進と維持を目的とした健康管理に役立てるため、若年区民健康診査を実施します。	<p>R1～R4：保健センターで実施（集団健診）</p> <p>R5～：実施医療機関（個別健診）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7月～11月の期間で実施 ・ホームページ上に受診後のフォローアップを掲載 	A
1-1-7 栄養指導 【健康推進課】	将来の健康について考え、自ら適切な食生活を実践できるよう、栄養相談や食生活講習会等を実施し、栄養に関する正しい知識の普及啓発を図ります。	<p>母子事業における栄養指導・相談：270 回</p> <p>上記以外の栄養相談：隨時（71 件）</p> <p>食生活講習会：3 回</p> <p>親子料理教室：1 回</p>	A

■基本方針 1 全ての子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた支援

■方向性（1） 基本的な生活習慣の形成

事業名 【担当課・機関】	内容	事業実績 (令和6年度)	総合評価 (令和元～6年度)
1-1-8 エイズ及び性感染症等に関する普及啓発 【保健予防課】	エイズ及び性感染症に対する正しい理解を深めるため、ポスター・パンフレットの配布等、普及・啓発を行います。	区内中学校・高等学校の生徒を対象とした講演会を実施し、エイズ及び性感染症に対する正しい理解を広め、感染を予防するための教育を推進しました。 また、区内施設等でポスター・パンフレット、関連書籍の展示を行い、エイズ及び性感染症に関する知識の普及・啓発活動を行いました。	A
1-1-9 たばこの害についての普及啓発 【健康推進課】	たばこの健康被害や受動喫煙による影響を理解し、喫煙行動を防止するため、小学校高学年向けに、啓発リーフレットを配布し、意識啓発を行います。	小学校にたばこの害についてのリーフレットを配布し、未成年者への喫煙防止対策の推進や受動喫煙に関するリーフレットも配布しました。	A

■基本方針 1 全ての子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた支援

■方向性（2）確かな学力と豊かな人間性の育成

事業名 【担当課・機関】	内容	事業実績 (令和6年度)	総合評価 (令和元～6年度)
1-2-1 幼保小中一貫教育の推進 【すみだ教育研究所】	「墨田区幼保小中一貫教育推進計画」に基づき、幼稚園・保育園等から小学校への就学時及び小学校から中学校への進学時の円滑な接続を図るとともに、幼児期から義務教育終了までの11年間を通じた連続性のある教育を推進します。また、交流や意見交換を通して、異校種間等の円滑な連携を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ■協議会：全10ブロック各3回 ■墨田区幼保小中一貫教育フォーラム：1回 (各ブロック取組発表及び特別講演「学びの連続性を踏まえた教育の充実～学校段階等間の円滑な接続に向けて」) 	A
1-2-2 学力向上「新すみだプラン」の推進 【すみだ教育研究所】	児童・生徒の学力向上を図るため、「学校の教育力の向上」「家庭の教育力の向上」「地域の教育力の向上」の3つを柱に、学力向上に関する施策を展開します。	<ul style="list-style-type: none"> ■マネジメント推進校：5校 ■学習意欲に関する共同研究校：1校 ■学力向上推進会議実施：1回 ■すみだスクールサポートティーチャー活動者：187名 	A
1-2-3 教職員研修事業 【指導室】	今日的な教育課題への対応、各職層において習得すべき内容、授業指導法などについて研修を行い、教員の指導力向上を図り、子どもたちの学力向上につなげます。	<ul style="list-style-type: none"> ■各教科・領域研修 ■校長・副校長研修 ■教務主任研修 ■中堅教諭等資質向上研修 等 	A
1-2-4 学校支援指導員派遣事業 【指導室】	全ての幼稚園・学校に学校支援指導員を配置して、学習指導、生活指導、特別支援等の補助を行い、幼児・児童・生徒が安心に安定した学校生活を送ることができるようことで、確かな学力につなげます。	<ul style="list-style-type: none"> ■全幼稚園・全小中学校に学校支援指導員を配置しました。 	A
1-2-5 研究協力校（園）及び特色ある学校づくり推進校、グループ・個人奨励 【指導室】	教育委員会が示した内容や今日的教育課題の解決を図るため、学校においての研究実践や、特色ある教育活動等について推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ■研究協力校（園）1年次：1園4校 ■研究協力校（園）2年次：1園3校 ■特色ある学校づくり推進校：1園7校 ■個人研究：2名 ■グループ研究：1組 	A
1-2-6 人権教育 【指導室】	地域や学校の実態に即して、同和問題をはじめとする様々な人権課題を理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、様々な場面での具体的な態度や行動に移していくことのできる人権教育を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ■東京都教育委員会人権尊重教育推進校：3校 ■人権教育視察（管理職対象） ■人権教育推進連絡協議会：3回 ■初任者研修、中堅教諭等資質向上研修：各1回 	A

■基本方針 1 全ての子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた支援

■方向性（2）確かな学力と豊かな人間性の育成

事業名 【担当課・機関】	内容	事業実績 (令和6年度)	総合評価 (令和元～6年度)
1-2-7 道徳教育の推進 【指導室】	特別の教科道徳を核とした全ての教育活動を通じて、道徳教育を推進し、人間としての生き方の自覚を促すことで、豊かな心をもち道徳性を身に付けた児童・生徒を育成します。	道徳教育推進教師を中心に、学校の道徳授業の充実と、道徳授業地区公開講座を全小中学校で実施し、道徳性の育成を行いました。	A
1-2-8 S O S の出し方に関する教育 【指導室】 【保健予防課】	「困難やストレスに直面した児童・生徒が信頼できる大人に助けの声を上げられる」ことを目標として、小学校5年生から中学校3年生までを対象に、「S O S の出し方に関する教育」を学校の教育活動として位置付けて実施します。また、授業教材の作成や授業の実施にあたっては、健康推進課の保健師等も参画します。	【指導室】 区内小学校 25 校、区内中学校 10 校で実施しました。 【保健予防課】 指導室からの依頼で、区内中学校 9 か所で実施しました。	A
1-2-9 若年層に向けた男女共同参画意識の醸成 【すみだ人権同和・男女共同参画事務所】	性別を理由として役割を決めつけたり、性別のイメージを固定的に考えて自分自身や他者の生き方を制約する事がないよう、中学生以上を対象とした若者向けの啓発冊子を発行し、男女共同参画意識の醸成を図ります。	区立中学校（10 校）へ 3 年生の卒業式前に、啓発冊子・男女共同参画のためのチェックシート・デートDVってなんだろう？（カード）の配布を依頼しました。	A
1-2-10 情報教育の推進 【指導室】	児童・生徒が主体的に情報を選択・活用する能力を育てるため、コンピュータを活用した教育や S N S の適正な利用等を推進します。	■すみだ G I G A スクール授業改善研究員による一人 1 台端末を活用した授業に関する研究を実施しました。 ■情報モラル教育モデルカリキュラムや G I G A ワークブックとうきょうを活用した年 3 回の指導を実施しました。	A

■基本方針 1 全ての子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた支援

■方向性（2）確かな学力と豊かな人間性の育成

事業名 【担当課・機関】	内容	事業実績 (令和6年度)	総合評価 (令和元～6年度)
1-2-11 伝統文化等に触れ合う機会の提供 【指導室】 【地域教育支援課】	児童・生徒の郷土への理解や愛着心を育むため、すみだ北斎美術館やすみだ郷土文化資料館等と連携し、郷土の歴史や伝統文化を深める授業等を行います。	【指導室】 副読本「北斎学習読本」、「わたしたちのすみだ」、「ふるさとすみだ」の記載内容を授業で活用し、理解促進を図りました。 【地域教育支援課】 学校連携事業を実施し、展示見学 10 校、出張授業 11 校、道具等の貸出 8 校、延べ小学校 29 校の参加がありました。	A
1-2-12 体験的な活動を取り入れた学習 【学務課】 【指導室】	児童・生徒の社会性や豊かな情操を育むため、特別活動等におけるボランティア活動や自然体験活動のほか、移動教室や野外体験活動の充実を図ります。	【学務課】 小・中学校の野外体験活動事業、移動教室は各校様々な体験活動を取り入れながら実施しました。 【指導室】 都主催「笑顔と学びの体験活動プロジェクト」を小学校 25 校、中学校 10 校が実施しました。 パラリンピアン等を招聘した体験活動を実施しました。	A
1-2-13 夏休み自然体験教室（農山村生活体験事業） 【地域教育支援課】	自然体験や異学年交流を通じて、子ども達の豊かな感性や情緒を育むため、児童・生徒を対象に、農山村等における生活体験や集団生活を体験する自然体験教室を行います。	日程：令和 6 年 8 月 3 日（土）～5 日（月） 参加人数：19 名（定員 20 名）	A
1-2-14 自然環境学習 【環境保全課】	野鳥、昆虫、樹木などの観察を通して、人と自然とのつながりを見る目を養い、持続可能な環境づくりを考えるきっかけとします。また、学校のビオトープを利用し、生き物と触れ合い、自然環境の大切さを学びます。	■すみだ自然観察会（小学生以下とその保護者対象）：6 回実施延べ 105 名参加 ■大人のためのすみだ自然観察会（中学生以上対象）：4 回実施延べ 73 名参加 ■学校のビオトープ現況調査を実施しました。	A

■基本方針 1 全ての子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた支援

■方向性（2）確かな学力と豊かな人間性の育成

事業名 【担当課・機関】	内容	事業実績 (令和6年度)	総合評価 (令和元～6年度)
1-2-15 子ども読書活動の推進 【ひきふね図書館】 【指導室】	<ul style="list-style-type: none"> ○学校図書館の充実 <ul style="list-style-type: none"> ①区内全小・中学校が参加する「図書館を使った調べる学習コンクール」を実施し、子どもが主体的に学ぶことを支援します。 ②授業等での学校図書館の活用を図るとともに、展示の工夫やイベントの開催を通して、児童・生徒の読書活動を推進します。 ③小中学校に学校司書要員を配置し、学校図書館の活用推進を図ります。 ○学校と図書館の連携強化 <ul style="list-style-type: none"> ①「図書館を使った調べる学習コンクール」の個別相談会を図書館で実施し、子どもの研究活動を支援します。 ②小中学校へ図書の団体貸出を行い、児童・生徒がより多くの本に接する機会を増やします。 ③読み聞かせボランティア講座を図書館で開催し、学校での読み聞かせを行うボランティアの活動を支援します。 ④図書館見学や職場体験学習、ブックリストの配布を通じて、児童・生徒の読書への関心を高めます。 ⑤学校図書館担当者の専門性を高めるために、司書教諭研修を図書館にて実施します。また、小中学校の学校司書と図書館司書の情報交換会を行い、情報共有に努めます。 ○地域での読書活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> 幼稚園・保育園等の施設への団体貸出を行うとともに、図書館ボランティアの協力を得て、学校や障害児施設での出張読み聞かせ会等を行い、地域での読書活動を推進します。 ○区立図書館での児童・生徒向けサービスの充実 <ul style="list-style-type: none"> ①おはなし会やイベントを通じて、幼児・児童・生徒の読書への関心を高めます。 ②青少年向けにティーンズコーナーを設け、青少年が読書に親しみ、豊かな教養を身に付けることができるよう支援します。 	<p>【ひきふね図書館】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校図書館の充実 ②区立小・中学校全校で学校図書館を利用し、季節に合わせた展示等を行いました。 ③小学校へは業務委託にて学校司書を、中学校へは図書館から司書を派遣し、オリエンテーションなどの支援を行いました。 ○学校と図書館の連携強化 <ul style="list-style-type: none"> ①個別相談会は区内図書館 3 館で実施し、図書館から支援員を配置しました。 ②団体貸出冊数：小学校 30,799 冊、中学校 3,048 冊 ③読み聞かせボランティア講座：7 回、受講人数 66 名 ④希望があった小中学校に対し、図書館見学・職場体験学習を行いました。また、春に 1 回、夏に 1 回小学生へブックリストを配布しました。 ⑤司書教諭研修を実施し、各校の蔵書状況や団体貸出等図書館サービスの利用方法などを説明しました。 ○地域での読書活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園・保育園への団体貸出冊数 幼稚園：2,297 冊、保育園：11,024 冊 ・障害児施設での出張読み聞かせ回数：4 回 ・特別支援学級での読み聞かせ回数：11 回 ○区立図書館での児童・生徒向けサービスの充実 <ul style="list-style-type: none"> ①おはなし会（4 館合計）349 回 3,964 人 おたのしみ会（4 館合計）10 回 453 人 工作会（4 館合計）18 回 359 人 その他企画（4 館合計）19 回 946 人 ②特集展示（月 1 回変更）、情報誌「10代のための本棚」（年間 4 回）を発行し、情報提供に努めました。 【指導室】 ○学校図書館の充実 <ul style="list-style-type: none"> ①区内小・中学校の教職員対象に、学校図書館担当教員研修会を年 3 回・調べる学習研修会を年 1 回実施しました。 ○学校と図書館の連携強化 <ul style="list-style-type: none"> ②図書館を使った調べる学習コンクールに向けて、4 月に「調べる学習親子応援講座」を実施しました。 <p>7 月・8 月に区内図書館で「調べる学習個別相談会」を実施しました。</p>	A

■基本方針 1 全ての子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた支援

■方向性（2）確かな学力と豊かな人間性の育成

事業名 【担当課・機関】	内容	事業実績 (令和6年度)	総合評価 (令和元～6年度)
1-2-16 健康と体力向上の推進 【指導室】	体位、体力の向上を図るため、指導資料を作成し、区立小・中学校の児童・生徒の心身の健康増進を図るとともに、体育優良生徒を表彰し、スポーツ奨励を図ります。	■体育優良生徒 各中学校で男子10名、女子10名を表彰しました。	A
1-2-17 スポーツ振興事業 【スポーツ振興課】	スポーツ教室、区民スポーツ大会、障害者（児）スポーツ・レクリエーション大会などを開催し、スポーツの振興を図るとともに、広く区民の健康増進を支援します。	【スポーツ教室】 ■高齢者健康体操教室 ・区内2会場、通年各40回 ・延べ参加人数：15,729人 ■ちょっと楽しいスポーツ教室 ・区内2会場、通年各15回 ・延べ参加人数：502人 ■ボート教室 ・平井橋艇庫及び平井橋船着き場付近において、2日間で全4回実施しました。 ・延べ参加人数：23人 【区民スポーツ大会】 ■区民スポーツ大会（29種目実施） ・延べ参加人数：8,619人 【障害者（児）スポーツ・レクリエーション大会】 ・延べ参加人数：328人	A
1-2-18 区民健康スポーツデー 【スポーツ振興課】	原則として10月のスポーツの日を区民健康スポーツデーと位置付け、全ての区民が一日スポーツに親しむ日とすることで、スポーツの振興を図ります。	来場者数：1,300人	A
1-2-19 総合型地域スポーツクラブ自立支援 【スポーツ振興課】	地域の日常的な活動の場として、誰もが参加できる気軽にスポーツやレクリエーションを楽しむことができる地域スポーツクラブを展開し、豊かな地域スポーツライフを築きます。	スポーツ教室等（ちょっと楽しいスポーツ教室、スポーツ施設開放、高齢者健康体操教室）の管理運営の委託及び自主事業の共催をしました。	A

■基本方針 1 全ての子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた支援

■方向性（2）確かな学力と豊かな人間性の育成

事業名 【担当課・機関】	内容	事業実績 (令和6年度)	総合評価 (令和元～6年度)
1-2-20 スポーツ推進委員の活動 【スポーツ振興課】	スポーツ教室等の企画運営に参画し、区民にスポーツの指導・助言を行いスポーツの振興を図ることで、広く区民の健康増進を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ■スポーツ推進委員協議会定例会開催（毎月） ■区民向けスポーツ教室の実施 ちょっと楽しいスポーツ教室、ボッチャ体験会ほか ■区内スポーツ事業従事・派遣 ボッチャ指導員派遣、区民スポーツ大会派遣ほか ■スポーツ体験イベント等自主事業 ボッチャ大会、キンボール体験会、ファミリーキャンプほか 	A
1-2-21 各種スポーツ活動 【本所・向島警察署】	子ども達の心身を鍛えるとともに、健康増進を図るため、柔・剣道教室などを実施します。	<p>【本所警察署】 本所警察署管内の小学生を中心に、警察署の道場を利用して柔道・剣道を指導し、心身の鍛錬と健康増進を図りました。</p> <p>【向島警察署】 向島警察署の道場において、管内の中学生を対象に柔・剣道を指導し、気力・体力の向上と礼式を身につけることにより、心身の充実を図りました。</p>	A

■基本方針 1 全ての子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた支援

■方向性（3）社会貢献・社会参画の促進

事業名 【担当課・機関】	内容	事業実績 (令和6年度)	総合評価 (令和元～6年度)
1-3-1 地域力育成・支援事業 【地域活動推進課】	地域で活動している方や地域活動に関心がある方を対象に、リーダースキルやコーディネータースキル等の提供、活動者の交流会等を行い、自主的かつ組織的に活動できる人材を育成します。	地域活動のためのステップアップセミナーを1回実施し、団体運営のコツを学ぶ機会を提供したほか、参加者同士の交流を行いました。 (参加者10名)	A
1-3-2 すみだ生涯学習センター事業 【地域活動推進課】 【すみだ生涯学習センター】	区民がさまざまな生涯学習活動を行うための拠点施設として、生涯学習の機会や場の提供、学習情報の発信、学習相談を実施するなど、区民の生涯学習を支援します。	貸室利用者数：134,574人 学習相談コーナー利用者数：7,535人 稼働率：55.9%	A
1-3-3 図書館における青少年活動の推進 【ひきふね図書館】	中高生のボランティアグループ「ひきふね図書館おもてなし課」の活動を通して、中学生・高校生が自主的にイベントや特集展示コーナーの企画や運営を行うことで、地域貢献の意識醸成を図ります。	【令和6年度実績】 実施なし（別事業（子ども司書）を立ち上げ、そちらへ移行します。）	その他 新型コロナウイルス 感染症の影響による 活動休止以降、再 開ができなかつたた め。
1-3-4 クリーンキャンペーン 【すみだ清掃事務所】	ごみゼロデー（5月30日）にちなみ、道路や公園等の散乱ごみの清掃を内容とするキャンペーンを地域住民が主体的に進める活動として実施することで、美観の向上を図るとともに、地域力の強化を目指します。	基本実施日を令和6年5月19日（日）とし、5月上旬～6月上旬の間で、266団体・延べ12,223人の参加申込みがありました。 なお、基本実施日と翌週日曜日の2日間で、ごみ収集量は6,960kg（一般廃棄物及び産業廃棄物）、粗大ごみ及び処理困難物は、16品目97個の排出がありました。	A
1-3-5 ボランティア推進事業 【墨田区社会福祉協議会】 【地域福祉課】	ボランティア活動に対する理解と参加を促進するため、講習会や講座の開催、PR活動等を行い、ボランティアの育成・活動支援を図り、福祉のまちづくりを推進します。	ボランティア養成のための講習会・講座を実施しました。 ・手話講習会6クラス：初級朝40回・夜40回、中級朝40回・夜40回、上級朝40回・夜40回 ・点訳講習会2クラス：昼19回・夜20回 ・音訳講習会1クラス：21回 ・要約筆記講習会1クラス：10回 ・傾聴ボランティア講習会1クラス：6回 ・ボランティア入門講座：2回	A

■基本方針 1 全ての子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた支援

■方向性（3）社会貢献・社会参画の促進

事業名 【担当課・機関】	内容	事業実績 (令和6年度)	総合評価 (令和元～6年度)
1-3-6 ボランティアセンターの活動 【墨田区社会福祉協議会】 【地域福祉課】	ボランティア活動を推進するため、ボランティアの育成と活動の中心となる場を設け、ボランティア意識の啓発と活動への参加を促進します。	すみだボランティアセンター施設利用件数：1,896 件 すみだボランティアセンター分館施設利用件数：306 件	A
1-3-7 夏体験ボランティア事業 【墨田区社会福祉協議会（地域福祉課）】	ボランティア活動の体験を通して、様々な社会的問題への関心を深めるとともに、積極的に社会づくりに参加する意識の醸成を図ります。	小学生からシニアまでを対象に、区内福祉施設、ボランティア団体のボランティア活動を体験する事業を実施しました。 参加者：218 人	A
1-3-8 学校のボランティア活動普及事業 【墨田区社会福祉協議会（地域福祉課）】	中学校・高等学校等を「ボランティア協力校」として指定し、生徒の社会福祉への理解と関心を高め、人間同士の連携の精神を養うとともに、生徒を通じて家庭及び地域社会の意識啓発を図ります。	令和6年度指定校 吾嬬第二中学校・立志舎高等学校	A
1-3-9 児童・生徒向けボランティアスクール 【墨田区社会福祉協議会（地域福祉課）】	小・中・高校生を対象にボランティア活動の学習と体験をすることで、社会参画意識の醸成を図ります。	手話・点訳・ガイドヘルプ体験を実施 小学生ボランティアスクール：8校9回 中学生ボランティアスクール：2校5回	A
1-3-10 生産体験活動 【本所・向島警察署】	小・中・高校生を対象にボランティア活動の学習と体験をすることで、社会参画意識の醸成を図ります。	【本所警察署】 社会奉仕の心を育むため、管内の小学生を中心に錦糸町のプロジェクトに参加する有志の大人や本所母の会と共に街の清掃活動を実施しました。 【向島警察署】 管内の子どもたちを中心に職場体験や施設見学を実施し、社会奉仕や参画の意欲向上に努めました。	A
1-3-11 自主グループ等への支援 【子育て政策課】	児童館で読み聞かせ等を行う自主グループに活動場所の提供を行い、ボランティアの育成を図ります。	各児童館の指定管理者において、中高生や地域等のボランティアを活用し、各種児童館事業を開催しました。これにより、ボランティア活動の場・機会を提供し、ボランティア人材の育成に寄与しました。	A

■基本方針 1 全ての子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた支援

■方向性（3）社会貢献・社会参画の促進

事業名 【担当課・機関】	内容	事業実績 (令和6年度)	総合評価 (令和元～6年度)
1-3-12 音楽活動 【子育て政策課】	中高生を中心とした音楽グループに児童館の音楽室を開放し、それらのグループが、コンサートを開催するなど音楽活動を通じて、健全育成を図ります。	音楽室・スタジオがある墨田児童会館外4館で中高生をメインに吹奏楽やバンド活動の練習等に音楽室・スタジオを開放しました。	A
1-3-13 墨田区のお知らせ等による周知 【広報広聴担当】	青少年向けの区の各部署が実施する行事などを、墨田区のお知らせ「すみだ」や区政情報番組「ウイークリーすみだ」等を通じて、区民へ周知・PRします。	【区報】地域教育支援課が所管する記事を20件掲載するなど、青少年向けの行事等の情報を掲載しました。 【CATV】地域教育支援課が所管する事業の告知を4本、番組を2本制作するなど、青少年向けの行事等の情報を放送しました。	A
1-3-14 国際理解教育の推進事業 【指導室】	各教科等の学習を通した国際理解教育を推進するとともに、外国人講師(NT)の導入やTOKYO GLOBAL GATEWAY(東京都版英語村)の利用により、英語学習や外国の文化等への関心を高め、英語を用いてコミュニケーションを図る態度を育てます。	■ TGG参加生徒数：1,249人 ■全小・中学校(夜間含む)にNTを導入しました。(小学校1,807日、中学校829、夜間学級20日)	A
1-3-15 墨田区中学生海外派遣事業 【指導室】	中学校2年生を対象とした海外派遣を実施し、現地の生徒との交流やホームステイ等によって、英語力の向上を図り、国際社会で幅広い視野を持って活躍することのできる人材を育てます。	■中学校(各校、男女各1名)の海外派遣を実施しました。 ・オーストラリア・シドニー ・令和6年7月29日～令和6年8月7日 ・海外派遣事前事後研修 10日 ※令和6年度から国際理解教育の推進事業(1-3-14)に統合しています。	A
1-3-16 オリンピック・パラリンピック教育推進事業 【指導室】	東京2020大会の経験を通じ、掛け替えのないレガシーを幼児・児童・生徒一人ひとりの心に残します。また、幼児・児童・生徒がオリンピック・パラリンピックの歴史・意義を正しく理解することで、多様性を尊重し、共生社会の実現や国際社会の平和と発展に貢献できる人材に育つことを目指します。	■「学校2020レガシー」として設定し、各学校で取り組みました。	A
1-3-17 総合防災教育 【本所・向島消防署】	自らの防災行動力を高めるとともに、将来における地域防災の担い手を育成するため、幼稚期から発達の段階に応じた防火防災教育を総合防災教育と位置付け、継続的に実施します。	【本所消防署】 それぞれの年齢層に応じた防火防災教育を継続的に実施し、個々の防災行動力を高めることができました。 【向島消防署】 区立小中学校及び都立高等学校等において、防災訓練及び防災講話を実施し、防災行動力の向上を図りました。 また、墨田区オリジナルで作成した防災デジタル教材を活用し、総合防災教育の充実を図りました。	A

■基本方針 1 全ての子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた支援

■方向性（3）社会貢献・社会参画の促進

事業名 【担当課・機関】	内容	事業実績 (令和6年度)	総合評価 (令和元～6年度)
1-3-18 消防少年団 【本所・向島消防署】	将来の地域防災の担い手を育成するため、小学校1年生から高校3年生までを対象として、各消防署単位で、防火防災に関する知識及び技術を身に付ける活動を実施します。	<p>【本所消防署】</p> <p>本所消防少年団では、小学校1年生から高校3年生まで幅広い年齢層の団員が在籍しており、様々な年代の団員と関わり合いを持ちながら、防火防災に関する知識や技術の習得を目指して活動を実施しました。</p> <p>【向島消防署】</p> <p>消防署における基本訓練だけでなく、地域の行事等にも積極的に参加し、「勝海舟フォーラム」や「令和6年度すみだまつり・こどもまつり」など、社会奉仕活動や地域に密着した活動を通して、防火防災意識や規律・道徳心を学び、社会の担い手として育つよう活動しました。</p> <p>また、9月に兵庫県神戸市で行われた「令和6年度全国少年消防クラブ交流大会」には、何度も訓練を重ねて臨み、防火防災に関する知識及び技術を高めるとともに、他本部の団員との交流を深める貴重な機会となりました。</p>	A
1-3-19 学校防災活動の推進 【指導室】 【防災課】	<p>【指導室】</p> <p>区民と地域の防災力向上を図る一環として、普通救命講習を実施し、将来の地域の担い手である中学生に対する防災教育を推進します。</p> <p>【防災課】</p> <p>「墨田区地震ガイドブック」を作成・配布し、災害時に中学生が自ら身の安全を守るとともに、地域の一員として応急活動に取り組むことができるよう支援します。また、中学生で組織される自主防災組織の活動に必要な資材・機材の交付をします。</p>	<p>【指導室】</p> <p>普通救命講習を実施しました。（中学1年生対象）10校</p> <p>【防災課】</p> <p>防災知識の普及及び防災行動力の向上強化を目指し、「墨田区地震ガイドブック」を新中学1年生に配布しました。また、自主防災組織を結成している4校に4万円分の防災資器材を交付しました。その他、1校に対し上級救命講習のテキスト代助成を行いました。</p>	A
1-3-20 起震車による地震体験 【防災課】	各学校や町会等で行われる防災訓練、墨田区主催のイベント等で、起震車「すみだぐらぐら号」による地震体験を行い、青少年の防災意識の高揚と防災行動力の向上を図ります。	<p>青少年の防災意識の高揚と防災行動力の向上を図るために、区内各地の防災訓練やイベントに起震車を運行し、地震体験を行いました。</p> <p>令和6年度は計44回運行し、体験人数は2,736人となりました。</p>	A

■基本方針 1 全ての子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた支援

■方向性（3）社会貢献・社会参画の促進

事業名 【担当課・機関】	内容	事業実績 (令和6年度)	総合評価 (令和元～6年度)
1-3-21 中学生区議会 【広報広聴担当】	区内各中学校の代表生徒を対象に、本会議・委員会形式の模擬区議会の体験を通じて、すみだの未来を担う子どもたちの郷土に対する愛着心等の向上を図ります。	中学生議員が質問者となり、本会議・委員会に準じ、質問や答弁を行いました。 参加者：区立中学生 20 名、区長、副区長、教育長、各部長、区議会議員ほか	A
1-3-22 すみだ少年少女合唱団 【文化芸術振興課】	区の音楽文化推進の一環として、小学校3年生から高校3年生を対象とした合唱団を結成し、歌う楽しさを通して豊かな情操を養います。また、地域のイベント等に出演し、地域への愛着・理解を深めるとともに社会性の向上を図り、音楽都市すみだの文化的まちづくりに寄与する人材を育てます。	練習日：全 50 回 団員数：65 名 演奏会：第 39 回定期演奏会 外部出演：すみだオペラ、区合唱祭、すみだ音楽祭、東京スカイツリータウン、東武ホテルレバント東京ほか、計 10 回	A
1-3-23 すみだまつり・こどもまつり 【文化芸術振興課】	区民等によって組織した実行委員会が企画・運営することで、「ふるさと墨田」のまちづくり意識の高揚と地域力の振興を図ります。また、安全・健康・友情と連帯の輪を目標に明るくはつらつとした子どもの成長を促します。実施にあたって広くボランティアを募集することで、区民等の社会参画を促します。	開催日：令和 6 年 10 月 5 日(土)、6 日(日) 来場者数：約 27 万人 実施内容：模擬店、物産展、こどもパレード、P R コーナー、こどもあそびコーナー、ステージ（キャラクターショー、下町寄席、芸能大会ほか）ほか	A
1-3-24 はたちのつどい 【文化芸術振興課】	はたちを迎える方で構成する実行委員会が企画から当日までの運営を行うことにより、社会人としての自覚を促すとともに、参加者が喜びを共感できる式典を開催します。	実行委員 15 名が計 19 回の会議を重ね、テーマや式典内容を企画しました。当日は 1,253 人が式典に参加し、実行委員による司会や演出のもと、温かく素敵な時間となりました。	A
1-3-25 明るい選挙啓発ポスターコンクール 【選挙管理委員会事務局】	区内小中学校及び高等学校の児童・生徒を対象に、選挙啓発に関するポスターコンクールを実施し、選挙に対する関心を高めます。	【令和 6 年度ポスターコンクール応募状況】 小学校：9 校 108 作品 中学校：7 校 729 作品 高等学校：2 校 14 作品	A
1-3-26 若年投票立会人 【選挙管理委員会事務局】	各投票所に配置する投票立会人について、18～29歳までの若年層を起用することで、若者の選挙に対する関心を高めます。	【令和 6 年 7 月 7 日執行東京都知事選挙実績】 期日前・不在者投票所：26 人 当日投票所：3 人 【令和 6 年 10 月 27 日執行衆議院議員選挙実績】 期日前・不在者投票所：23 人	A

■基本方針 1 全ての子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた支援

■方向性（3）社会貢献・社会参画の促進

事業名 【担当課・機関】	内容	事業実績 (令和6年度)	総合評価 (令和元～6年度)
1-3-27 若年啓発グループ 【選挙管理委員会事務局】	18～29歳までの若年層を対象にグループを結成し、若者の政治参加を促し、選挙に関する関心を高めるための啓発活動を行います。	【令和6年度実績】 開催なし	その他 新型コロナウイルス 感染症の感染拡大 以降、参加者が集ま らなくなり開催が困 難になったため。

■基本方針 1 全ての子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた支援

■方向性（4）職業的自立の支援

事業名 【担当課・機関】	内容	事業実績 (令和6年度)	総合評価 (令和元～6年度)
1-4-1 キャリア教育の推進 【指導室】	児童・生徒一人ひとりのキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために、授業等を通して必要な意欲・態度や能力を育てます。	区内小中学校の教職員を対象に、キャリア教育担当教員兼進路指導主任研修会を年2回実施しました。	A
1-4-2 子ども科学教室 【経営支援課】	区内在住生の小学校4～6年生を対象に、芝浦工業大学と連携したロボット工作を通して、子どもたちのものづくりへの興味醸成を図ります。	子ども科学教室 令和元年度参加者数：39名 (令和元年度完了)	A
1-4-3 ものづくりスタートアップ連携促進事業 【経営支援課】	区内の町工場等を学びのフィールドとして、区内外の教育ベンチャーと連携しながら、STEAM教育の考え方を取り入れた次世代ものづくり人材の育成を行います。あわせて、情報経営イノベーション専門職大学や千葉大学と連携したリカレント教育も実施していきます。	■プロジェクトスマーダ 小学生を対象に、町工場における課題解決をテーマとしたワークショップを実施しました。 ■カードゲーム製品化事業 令和元年度実施に実施した事業での受賞作品の製品化を行い、区内児童館等に配布しました。 ■小学生スタートアッププロジェクト 町工場等経営者、大学生と協力し、企業にチャレンジするプロジェクトを実施しました。 (令和4年度完了)	A
1-4-4 ものづくりフェア 【経営支援課】	ものづくりの魅力を伝えるため、イベントを通して、子どもたちが「ものづくり」に触れる機会を提供し、ものづくりの楽しさを伝えます。	ものづくりフェア2024（令和6年9月28日実施） 来場者数：延べ2,200人	A
1-4-5 就職支援コーナーすみだ 【経営支援課】 【ハローワーク墨田】	ハローワークの求人情報検索システムを庁舎内に設置するなど、ハローワーク墨田、東京労働局、区の三者が連携することで、雇用・就労の促進を図ります。	就職支援コーナーすみだを運営し、就職相談、職業紹介等を実施しました。 相談件数：1,844件	A

■基本方針 1 全ての子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた支援

■方向性（4）職業的自立の支援

事業名 【担当課・機関】	内容	事業実績 (令和6年度)	総合評価 (令和元～6年度)
1-4-6 雇用・就労支援サイト「ジョブすみだ」の運営 【経営支援課】	求人情報や内職情報をインターネットで検索・閲覧できるようにし、求職活動者がいつでも手軽に求職情報を閲覧できる環境を整備することで、雇用・就労の促進を図ります。	雇用・就労支援サイト「ジョブすみだ」を運営し、求職者に対して求人情報や内職情報を提供しました。 アクセス件数：390,949 件	A
1-4-7 求職者支援訓練 【ハローワーク墨田】	雇用保険を受給できない求職者などを対象として、民間訓練機関が厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練を実施します。	求職者個人の考えを尊重しつつ、客観的にキャリアを見直し必要な訓練のあっせんを行うことで、以下の実績につなげることができました。 修了者 170 名、うち就職 101 名（基礎・実践計）	A
1-4-8 職業訓練受講給付金 【ハローワーク墨田】	特定求職者が、ハローワークの支援指示を受けて求職者支援訓練や公共職業訓練を受講し、一定の支給要件を満たす場合、「職業訓練受講給付金」（職業訓練受講手当・通所手当・寄宿手当）を支給します。	適切な支給事務に努め、年度計 262 件の支給決定を行いました。	A
1-4-9 若年者の安定雇用の推進に繋がる各種助成金（国） 【ハローワーク墨田】	トライアル雇用助成金、キャリアアップ助成金の正社員化コース等、若年者の安定雇用の推進に繋がる各種助成金の活用について、区や事業主団体との連携を含め、管内企業に対して周知・啓発を実施します。	各関係機関と連携したセミナーにおいて、周知・啓発を実施しました。 墨田年金事務所主催セミナー：1 回 向島労働基準監督署セミナー：12 回	A
1-4-10 合同就職面接会等の開催 【経営支援課】 【ハローワーク墨田】	ハローワーク墨田と連携し、ハローワーク墨田所管内である葛飾区とも協力のうえ、就職面接会を開催するなど、区内等中小企業の雇用の安定と区民等求職者の就労支援を行っています。また、区民等求職者（主に再就職希望者）を対象として、就職活動支援セミナーを開催します。	「すみだ・かつしか就職面接会」（令和4年7月28日実施） ・参加事業所数：6 社 ・来場求職者数：11 社 ・面接者数：延べ 14 人 「かつしか・すみだ就職面接会」（令和4年11月24日実施） ・参加事業所数：7 社 ・来場求職者数：22 社 ・面接者数：延べ 17 人 ・採用者数：延べ 2 人 (令和4年度完了)	A

■基本方針 1 全ての子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた支援

■方向性（4） 職業的自立の支援

事業名 【担当課・機関】	内容	事業実績 (令和6年度)	総合評価 (令和元～6年度)
1-4-11 すみだ人材確保プロモーション支援事業 【経営支援課】	区内事業者に関心のある求職者を対象に、合同企業説明会を開催し、区内事業者への就労促進を図ります。	合同企業説明会の実施（3回実施） 参加者数：92人	A
1-4-12 人材確保・就職支援コーナー 【ハローワーク墨田】	福祉分野（介護・看護・保育）／建設・警備・運輸等の仕事を希望する方や当該人材を必要とする事業主の皆様をサポートします。実際に施設を見学するツアー型面接会や体験会、業界セミナーを行います。	各種セミナー：実施 24回、参加人数 1,108名 相談・面接会：実施 77回、参加人数 1,081名、採用数 101名 前年度より大幅に実施回数等上回ることができ、効果的な事業運営ができました。	A
1-4-13 学卒求人申込説明会 【経営支援課】 【ハローワーク墨田】	新規学校卒業予定者を対象に求人申込みが見込まれる事業所に対し、求人申込みにあたっての事務手続等についての説明を行うとともに、適正な従業員採用計画の樹立、求人秩序の維持、公正採用選考のルールの遵守及び就職差別の解消のため、実施しています。	参加事業所数：165社 参加人数：196人	A
1-4-14 中高生の就職支援 【ハローワーク墨田】	中・高生等社会経験のない新卒者に対して、就職支援ナビゲーターによる就職意識の形成、準備活動、個別相談等を実施し、管内の中学、高校等と密接な連携のもと安定雇用である正社員就職に繋がる支援を実施します。	■就職支援ナビゲーターによる就職支援を実施しました。 ■各学校の進路担当者と会議を実施し連携強化を行いました。 ・中学校：1回 ・高等学校：4回	A
1-4-15 ヤング相談コーナー 【ハローワーク墨田】	34歳以下の若年求職者を対象とした職業相談窓口として、職業相談・職業紹介の他、応募書類の添削や面接対策、キャリアインサイトを使用した適性診断等、個別予約相談を行います。	令和6年度は34才以下の雇用保険受給者及びその他一般求職者の職業相談の窓口を集約し、時間をかけてじっくり相談できる体制を整備しました。 年4回、集団での面接対策等のセミナーを開催したほか、個別予約相談によりキャリアインサイトや jobtag を使った自己分析、求人選定、募書類の添削、模擬面接等の就職支援の結果、多数正社員就職へと導きました。	A

■基本方針 2 子ども・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備

■方向性（1）家庭教育への支援

事業名 【担当課・機関】	内容	事業実績 (令和6年度)	総合評価 (令和元～6年度)
2-1-1 家庭教育への支援 【地域教育支援課】	家庭教育の向上を図るため、地域を対象とした「地域育成者講習会」の実施、子育て等に関する学習を行う団体等への支援を行います。また、児童・生徒の保護者に配布する家庭教育パンフレットの制作を行うことにより、親子のふれあい・子どもの自主性・家庭における教育の大切さについての意識啓発を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ■家庭教育学級補助金交付 交付団体 11 団体、参加人数 700 名 ■家庭教育支援講座 実施回数 2 回、参加人数 100 名 ■地域育成者講習会 実施回数 1 回、参加人数 96 名 ■子育て通信の発行 区立幼稚園・小学校 1～3 年生保護者対象に発行（季刊発行） 	A
2-1-2 P T Aへの支援 【地域教育支援課】	家庭の教育力の向上を図るため、児童・生徒の保護者等を対象として、小・中それぞれの連合 P T A が実施する研修大会やブロック研修などを支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ■墨田区立小学校 P T A 協議会研修大会（10月 25 日） 参加者：95 名 ■墨田区立中学校 P T A 連合会研修大会（11月 22 日） 参加者：350 名 	A
2-1-3 「小学校すたーとブック」及び「中学校入学プレブック」の配布 【すみだ教育研究所】	小学校入学間近の子どもの保護者及び小学校 6 年生に冊子を配布します。子どもと保護者が、就学・進学に向けた準備や心構えを持ち、学校生活をスムーズに始められるようにします。	<ul style="list-style-type: none"> ■小学校すたーとブックを区立幼稚園及び保育園、私立幼稚園及び保育園、認証保育所、認可外保育所、区内小中学校、区内施設等に約 2,300 部配付しました。 ■中学校入学プレブックを区内小中学校に約 2,000 部配付しました。 	A
2-1-4 家庭における読書活動の推進 【ひきふね図書館】	<ul style="list-style-type: none"> ○ブックスタート事業 3・4 か月健診時に、乳児と保護者に絵本の手渡しと読み聞かせのアドバイスを行うとともに、幼児向けブックリストを配布し、家庭において子どもとのスキンシップを深め、豊かな情緒を育むための読書の推進を図ります。 ○家読（うちどく）の啓発 1 冊の本を通じて家族で読書を楽しめる「おうち D E 読書ノート」の配布や保護者向け講演会の開催を通じて、家庭における読書活動の推進を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ブックスタート事業 配布絵本「たっちだいすき」 実施回数：57 回 実施人数：1,994 人（対象者 2,107 人） 実施率：94.6% ○家読（うちどく）の啓発 「おうち D E どくしょノートの配布」679 部 	A

■基本方針 2 子ども・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備

■方向性（1）家庭教育への支援

事業名 【担当課・機関】	内容	事業実績 (令和6年度)	総合評価 (令和元～6年度)
2-1-5 子育て支援拠点事業 【子育て支援総合センター】	在宅での子育てを支援する拠点施設として、さまざまな子育て支援サービスの提供や調整のほか、相談等の総合的な子育て支援事業を行います。	利用者数 ・両国子育てひろば 32,040人（うち新規登録1,232人） ・文花子育てひろば 24,939人（うち新規登録者743人）	A
2-1-6 子育てひろば 【子育て支援総合センター】	子育て相談に関する関係機関との連携を図り、子育て相談・ひろば事業を両国子育てひろば及び文花子育てひろばで実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ■両国子育てひろば 利用者：32,040人（うち新規登録1,232人）、相談件数：1,485件 ■文花子育てひろば 利用者数：24,939人（うち新規登録者743人）、相談件数：1,663件 	A

■基本方針2 子ども・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備

■方向性（2）家庭・地域・学校の連携

事業名 【担当課・機関】	内容	事業実績 (令和6年度)	総合評価 (令和元～6年度)
2-2-1 学校運営連絡協議会 【指導室】	学校運営連絡協議会を各学校に設置し、学校の課題解決に向けて、家庭・地域・学校が果たすべき役割や学校の支援について協議するなど、開かれた学校づくりを推進することで、家庭・地域・学校の協働体制を構築します。	<ul style="list-style-type: none"> ■学校運営連絡協議会の実施学校・幼稚園 小学校 23 校、中学校 9 校、幼稚園 3 園 ■コミュニティ・スクールの導入 3 校（第三吾嬬小、八広小、豊川中） 	A
2-2-2 学校公開 【指導室】	定期的に授業を公開し、保護者が児童・生徒の学習や生活の様子を実際に見る機会を設けることで、学校の教育活動やその方針についての理解を深めます。	<ul style="list-style-type: none"> ■区立幼稚園、小・中学校で実施しました。 ■前期・後期で一回以上実施しました。 ■土曜授業は基本的に公開授業としました。 	A
2-2-3 放課後子ども教室の推進 【地域教育支援課】	放課後の子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、区立小学校の施設を利用して、学校、P T A 及び地域住民等が連携し運営する放課後子ども教室を推進します。	区立小学校 21 校（うち、いきいきスクール 5 校）で実施しました。 <ul style="list-style-type: none"> ・実施校数：21 校（うち、休止 1 校）（前年度 21 校） ・延べ実施回数：1,344 回（前年度 1,256 回） ・延べ参加児童数：61,871 人（前年度 61,974 人） ・延べスタッフ数：8,786 人（前年度 8,244 人） 	A
2-2-4 学校支援ネットワーク事業の推進 【地域教育支援課】	子どもたちに多様な体験・価値ある体験の場を提供するため、出前授業等を通して、地域力（地域住民・企業等）を学校の教育活動に取り入れ、地域等で学校を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ■外部講師派遣事業 協力団体数：304 団体 派遣講師数：1,032 名 ■実施学校数：延べ 258 校 ■参加児童生徒数：23,327 名 ■地域コーディネーターによる学校訪問 ■学校支援ネットワーカニュースの発行 ■学校支援ネットワークフォーラム（8 月 27 日） ■学校支援ネットワーク事業業務の一部委託 	A
2-2-5 学校による家庭訪問又は面談 【指導室】	教員の家庭訪問や、保護者の来校による面談などを実施し、学級担任と保護者が懇談する機会をもつことで、児童・生徒の理解と学校の教育活動に関する理解を深めます。	保護者が来校してスクールカウンセラー面談を実施しました。 【面談件数】 小学校：3,316 件 中学校：908 件	A
2-2-6 学校における地域人材の活用 【指導室】 【すみだ教育研究所】	地域の方をゲストティーチャーとして学校に迎え入れたり、職場体験や特別活動、地域調べ・学習支援で地域の協力を得るなど、地域と連携した学校の教育活動を支援します。	【指導室】 <ul style="list-style-type: none"> ■すみだ水族館出前授業：5 件 ■相撲出前授業：5 件 ■アストロスケール：2 件 【すみだ教育研究所】 すみだスクールサポートティーチャー活動者：187 名	A

■基本方針2 子ども・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備

■方向性（2） 家庭・地域・学校の連携

事業名 【担当課・機関】	内容	事業実績 (令和6年度)	総合評価 (令和元～6年度)
2-2-7 青少年育成委員会活動への支援 【地域教育支援課】	青少年の非行防止等健全育成を図るため、青少年対策施策への協力や、各地域における自主的な青少年健全育成活動を実施している青少年育成委員会の活動を支援します。	青少年育成委員会連絡協議会委員長会議（9回） 各地区委員会に対する補助金の交付（10件） 各地区委員会に対する物資補助（8件） 共催・後援実績数（23件）	A
2-2-8 青少年委員活動の推進 【地域教育支援課】	青少年の健全育成の振興を図るため、地域の青少年の余暇指導や青少年団体の育成、区の青少年事業への協力など、学校、地域、行政のパイプ役としての活動を展開する青少年委員の活動を推進します。	■各選出地区での地域活動 ■定例会の開催 ■各ブロック会、各実行委員会の随時開催 ■サブ・リーダー講習会の区教委との共催 ■すみだまつり・こどもまつりへの協力 ■はたちのつどいへの協力 ■子ども会活性化事業への協力	A
2-2-9 学校安全ボランティア事業 【庶務課】	東京都の「子供安全ボランティア」活動の一環で、小学校の保護者と地域の方がボランティア活動として、子どもたちの登下校時における通学路のパトロールや子どもたちへの声かけ運動・あいさつ運動を行います。	登録学校数：19校 登録者数：1,647名	A
2-2-10 携帯電話等活用した情報発信システム 【庶務課】	不審者情報や急な学校行事の変更など緊急性の高い情報を、小中学校、幼稚園及び教育委員会事務局から、保護者の携帯電話等にメールで情報発信します。	お知らせ配信：19,034件	A

■基本方針 2 子ども・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備

■方向性（3）子ども・若者の育成環境の整備

事業名 【担当課・機関】	内容	事業実績 (令和6年度)	総合評価 (令和元～6年度)
2-3-1 すみだこどもの110番運営委員会への支援 【地域教育支援課】	子ども達の登下校時等の安全確保を図るため、子ども達が不審者と遭遇した際の避難場所となる家庭等を登録し、子ども達に周知するPTA事業である「すみだこどもの110番」の活動を支援します。	協力家庭件数：1,750件（令和6年度末）	A
2-3-2 帰宅呼びかけ放送 【地域教育支援課】	児童・生徒の非行防止や安全確保を図るため、毎日定時に防災無線システムを利用した「帰宅呼びかけ放送」を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 4月1日～9月30日 午後5時30分チャイム ■ 10月1日～3月31日 午後4時30分チャイム それぞれ変更時期前に区報に掲載のうえ周知しています。	A
2-3-3 地域福祉プラットフォーム事業 【地域福祉課】 【墨田区社会福祉協議会】	令和2年度まで墨田区社会福祉協議会が地域の居場所、気軽な相談場所として実施していた「地域福祉プラットフォーム」は、令和3年度から区が進めている包括的支援体制整備事業の地域の拠点として位置づけ、区が墨田区社会福祉協議会に委託して運営しています。（※令和6年11月現在、京島三丁目、本所一丁目、八広五丁目、墨田五丁目、緑四丁目の5カ所で開設）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域福祉プラットフォーム設置件数：5か所 ぷらっと京島（キラキラ茶家）：1,203人 ぷらっと本所：682人 ぷらっと八広：2,369人 ぷらっと墨田：1,533人 ぷらっと緑：323人 ■ 出張プラットフォーム 2か所4回実施（120人） 	A

■基本方針 2 子ども・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備

■方向性（3） 子ども・若者の育成環境の整備

事業名 【担当課・機関】	内容	事業実績 (令和6年度)	総合評価 (令和元～6年度)
2-3-4 子どもの居場所ネットワークづくり 【墨田区社会福祉協議会】 【地域福祉課】	食事提供活動を通じ、子どもの居場所づくりを行っている区内の団体及び区との連携、ネットワークづくりを支援します。	<p>【墨田区社会福祉協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■食事提供団体への情報発信及び情報共有（ホームページ掲載団体 12 団体） ■活動団体同士の連携や情報共有を目的に「食で繋がるネットワーク会議」を開催しました。（1回） ■地域福祉プラットフォームとして、子どもが気軽に参加できるイベント等を開催し、気軽に参加できる居場所づくりを実施しました。（5か所で 8 回開催） <p>【地域福祉課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■活動団体同士の連携や情報共有を目的に「食で繋がるネットワーク会議」を開催しました。（1回） 	A
2-3-5 児童館事業 コミュニティ会館事業 社会福祉会館事業 【子育て政策課】 【地域活動推進課】 【すみだ人権同和・男女共同参画事務所】	幼児から高校生までを対象に、スポーツやボランティア活動などの様々な交流活動を実施するなど、青少年の健全育成のための支援を行います。	<p>【子育て政策課】</p> <p><来館者数（児童館12施設（東向島児童館分館含む））></p> <p>乳幼児：89,447人 小学生：331,597人 中高生：50,872人 一般：143,795人</p> <p>【地域活動推進課】</p> <p><児童室来館者数（コミュニティ会館 3 施設）></p> <p>東駒形コミュニティ会館：48,631 人 梅若橋コミュニティ会館：16,770 人 横川コミュニティ会館：31,466 人</p> <p>【すみだ人権同和・男女共同参画事務所】</p> <p><来館者数（社会福祉会館）></p> <p>幼児：1,668人 小学生：3,598人 中高生：2,245人</p>	A

■基本方針 2 子ども・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備

■方向性（3） 子ども・若者の育成環境の整備

事業名 【担当課・機関】	内容	事業実績 (令和6年度)	総合評価 (令和元～6年度)
2-3-6 児童館における定期学習会の実施 【子育て政策課】	児童が自主的に学習できる環境を提供するため、児童館における学習会を実施します。	各児童館の指定管理者において、学習会等を開催し、児童・生徒の宿題や自習のサポートを行いました。	A
2-3-7 少年団体の育成 【地域教育支援課】	子ども会における年少指導者を育成する「ジュニア・リーダー研修会」をはじめとした少年団体の自主的な活動に対し、必要に応じて専門的・技術的な助言等の援助を行うことにより、各少年団体の育成及び活動の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ■ JL 研修生 令和6年度末：52名 ■ 研修会 月例研修：9回 宿泊研修：2回 研修キャンプ：1回 	A
2-3-8 子ども会活性化への支援 【地域教育支援課】	地域の子ども達の健やかな成長を促すため、子ども会に対し、各種レクリエーション種目の紹介や情報提供、技術指導など、子ども会の活動を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ■ すみだレクリエーション大会 (ロープジャンプ X 記録会含む) 実施日：11月4日 参加者：226名 ■ 育成者研修会 実施日：11月4日 参加者：120名 ■ バドミントン大会 実施日：2月16日 参加者：130名 ■ 子ども会数（墨少連加盟数） 69団体（令和6年度） 	A

■基本方針 2 子ども・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備

■方向性（3） 子ども・若者の育成環境の整備

事業名 【担当課・機関】	内容	事業実績 (令和6年度)	総合評価 (令和元～6年度)
2-3-9 サブ・リーダー講習会の実施 【地域教育支援課】	地域や学校で活躍するリーダー（ジュニア・リーダーの前身）を養成するため、小学校4～6年生を対象に、グループ活動や野外活動等を通し、基礎的な知識・技能を習得させるとともに、仲間と協力し合うことの大切さなどを学ばせるサブ・リーダー講習会を実施します。	【会場及び参加者数】 ■夏期 区内講習（全2回）横川小学校 宿泊講習（3泊4日）国立那須甲子青少年自然の家 参加者数：37人（募集定員45人） ■冬期 区内講習（全2回）区役所・横川小学校 宿泊講習（1泊2日）千葉市少年自然の家 参加者数：52人（募集定員60人）	A
2-3-10 ネットトラブル対策 【指導室】	青少年のインターネット利用に関する様々な問題に対応するため、青少年健全育成に携わる方々や東京都や関係機関等と連携し、インターネットの適切な利用について普及啓発を実施します。	情報モラル教育モデルカリキュラムやG I G Aワークブックとうきょうを活用した年3回の指導を実施しました。	A
2-3-11 セーフティ教室 【指導室】	幼稚園・小学校・中学校の幼児・児童・生徒を対象に、連れ去り防止・薬物乱用防止、非行・被害防止対策、インターネットの適正利用等を目的とした講演やロール扮演を実施し、防犯意識や危機対応力を高めます。また、保護者・地域等と学校・警察が一体となって、幼児・児童・生徒の被害防止や非行防止（デートDV・ストーカー被害防止等）についての情報交換を行い、地域で幼児・児童・生徒を守る意識を高めます。	区内全小・中学校で実施しました。	A
2-3-12 デートDV予防啓発講座 【すみだ人権同和・男女共同参画事務所】 【すみだ共生社会推進センター】	交際相手からの暴力や暴言など、DV被害にあわない為に、また、加害者にならない為にデートDVに対する理解促進と予防啓発に努めます。	区内中学校（4校）生徒を対象としたデートDVについての講座を実施しました。 文花中学校、吾嬬第二中学校、吾嬬立花中学校、桜堤中学校 計471名	A
2-3-13 交通安全指導 【庶務課】	児童・生徒に日常の交通安全に必要な事柄を理解させ、常に安全を確認し、正しい判断のもとに安全な行動をとる態度や能力を育てます。特に、交通安全の実践の場は学校の外であるため、家庭や地域社会と連携を密にして進めます。 ○道路での正しい歩き方 ○信号や標識・標示の理解 ○雨の日の安全 ○自転車の正しい乗り方 ○横断歩道・踏切の渡り方、ほか	【実施回数】 幼稚園：12回 小学校：409回 中学校：10回 計：431回	A

■基本方針 2 子ども・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備

■方向性（3）子ども・若者の育成環境の整備

事業名 【担当課・機関】	内容	事業実績 (令和6年度)	総合評価 (令和元～6年度)
2-3-14 スクールサポーター制度 【本所・向島警察署】	警察OBで構成されるスクールサポーターは警察と学校のパイプ役として、児童・生徒の安全確保や非行・犯罪被害防止を目的として、定期的に学校を訪問し、教員へのアドバイスや情報交換を行います。また、少年の溜まり場対策、セーフティ教室の企画立案、不登校対策等を行うとともに、学校・地域に不審者情報等の被害状況の伝達を行っているほか、PTAと連携した子ども110番制度の活性化を図ります。	【本所警察署】 スクールサポーターによる管内小中高校への訪問を積極的に実施し、少年の非行防止や犯罪被害防止の助言や情報交換をするとともに、セーフティ教室等を実施して、子どもに対する安全対策の推進と学校との連携を図りました。 【向島警察署】 管内の小中高校や幼稚園に対して積極的に訪問し、少年の健全育成に関する連携体制をとり、セーフティ教室、非行防止教室、薬物乱用防止教室等を実施しているほか、不審者対策等を教員やPTAと共に見守り活動の一翼を担いました。	A
2-3-15 緊急通報装置等の防犯設備 【庶務課】	非常通報体制「学校110番」、防犯カメラ・モニター、電子施錠等を区立小中学校・幼稚園に導入し、子どもの安全確保を図ります。	非常通報体制「学校110番」、防犯カメラ・モニター、電子施錠は全小中学校及び幼稚園に設置しました。	A
2-3-16 通学路防犯設備整備事業 【庶務課】	通学路に防犯カメラを設置することにより、学校、地域が行う児童の見守り活動を補完するとともに、通学路における児童の安全を確保します。	設置台数：124台 更新台数：30台	A
2-3-17 学校ICT化推進事業 【庶務課】	全教員がICT機器を「いつでも」、「どこでも」、「だれでも」効果的に活用することができるよう、授業改善に資するための環境整備を行います。また、教材コンテンツを共有化する仕組みを構築することで、教員がICTを活用した指導を継続的に行い、児童・生徒が意欲的に学ぶことができるような教育活動を展開します。	令和2年度に整備した児童・生徒一人1台タブレットの更新を行いました。	A
2-3-18 防犯ブザーの配布 【学務課】	緊急時にブザーを使用して犯罪被害を未然に防ぐため、小学生に防犯ブザーを配布し、児童の安全確保を図ります。	区内居住及び区立小学校1年全児童への配布を行いました。	A
2-3-19 地域防犯対策 【安全支援課】	○児童の下校時にあわせて、青色防犯パトロールカーによる区内巡回パトロールを実施します。 ○町会・自治会等が連携して防犯カメラを設置する場合に助成します。 ○地域において自主防犯活動をしている団体を支援するため、防犯パトロール用品を支給します。	○毎日午前9時～翌2時までパトロールを行いました。 ○防犯カメラの更新・増設・維持等経費に助成を行いました。 ○地域団体へベスト等の防犯用品を支給しました。	A

■基本方針 2 子ども・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備

■方向性（3）子ども・若者の育成環境の整備

事業名 【担当課・機関】	内容	事業実績 (令和6年度)	総合評価 (令和元～6年度)
2-3-20 安全・安心メール 【安全支援課】	スマートフォンやパソコン等に、「すみだ安全・安心メール」として区内の防災・防犯情報等を配信します。	防災情報を 68 件、防犯情報を 293 件、その他事故情報等を 34 件配信しました。	A
2-3-21 有害環境の浄化活動 【地域教育支援課】	青少年に対し著しく性的感情を刺激し、健全な成長を阻害するビラやチラシ、ポスター、不健全図書（雑誌）成人向けDVD等の適正な取扱いを目指して、地区青少年育成委員会と連携し、実態調査や自粛又は撤去の要請等を行い、有害環境の浄化を行います。	7月の「青少年非行・被害防止全国強調月間」に合わせ、各地区育成委員会が中心となり、実態調査や不健全図書等の取扱い自粛又は撤去の要請等を行いました。	A
2-3-22 薬物乱用防止活動 【生活衛生課】 【指導室】 【地域教育支援課】	年々低年齢化する麻薬、覚せい剤、シンナー等の薬物禍から青少年を守るため、関係機関・団体、地域社会が連携して薬物禍撲滅活動を実施します。また、学校においては、薬物乱用防止マニュアル等を活用した教育を実施するとともに、保護者に対してリーフレットを配布し啓発活動を進めます。	【生活衛生課】 薬物乱用防止ポスター・標語の募集（6～9月）、表彰式（10月）、作品展（12月） 啓発看板（区立中学校 10 校に設置）の更新を行いました。 【指導室】 区内全小・中学校で「薬物乱用防止教室」を実施しました。 【地域教育支援課】 小学校 1・4 年生及び中学校 1 年生の保護者を対象とした家庭教育パンフレット「おやこいっしょに」を配布しました（年度当初）。	A
2-3-23 すみだまつり・こどもまつりでのPR活動 【地域教育支援課】	青少年の非行・被害防止・健全育成についての現況、対策及び育成委員会活動について、すみだまつりの会場（錦糸公園）でチラシ等を配布するなど、青少年の非行・被害防止の活動 PR と意識啓発を行います。	青少年育成委員会連絡協議会として、令和 6 年度からはすみだまつり・こどもまつりの出展は見合わせ、キャンパスコモンすみだで開催された「こどもわくわくフェスティバル」に出展し、青少年の非行・被害防止の活動 PR や意識啓発を行いました。	A

■基本方針 2 子ども・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備

■方向性（3） 子ども・若者の育成環境の整備

事業名 【担当課・機関】	内容	事業実績 (令和6年度)	総合評価 (令和元～6年度)
2-3-24 交通安全運動 【土木管理課】	<ul style="list-style-type: none"> ○各小学校にスクールゾーン対策連絡会を設置し、交通安全活動を行うとともに定期的に意見交換会を開催して、危険箇所の把握と改善を行うなど、登下校時の交通事故の防止を図ります。 ○警察署と協力して自転車安全運転教室の参加者に自転車安全運転免許証を交付することで、自転車利用者の安全意識の啓発を図ります。また、自転車利用のルール及びマナー向上を図るため、スタントマンによる交通事故を再現した交通安全教室を実施するとともに、すみだまつり・こどもまつりで交通ルール及び自転車の利用マナーの啓発活動を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ○スクールゾーン自主推進地区対策連絡会・登下校防犯対策連絡会全体意見交換会 令和6年11月25日（月）開催 ○スケアード・ストレイト方式による自転車交通安全体験教室 令和6年4月25日（木） 都立両国高等学校・付属中学校で開催しました。 ○すみだまつり・こどもまつり 令和6年10月5日（土）・6日（日） 錦糸公園にて自転車シミュレータによる交通安全教室を実施しました。 	A
2-3-25 健康づくりのための環境整備 【公園課】	子どもたちの健やかな成長を促し、楽しく遊ぶことのできる場所を提供するため、様々な遊具や健康器具の設置も含めて、公園を整備していきます。	東墨田第一公園及び大横川親水公園の公園整備を行い、遊具や健康器具を設置しました。	A
2-3-26 ボール遊びができる公園等の整備 【公園課】	子どもたちが、外でボール遊びができる環境づくりに向けて、既存公園等にボール遊びができる広場の整備を進めています。	東墨田第一公園及びひいらき広場にボール遊び広場を整備しました。	A
2-3-27 総合運動場等整備事業 【スポーツ振興課】	スポーツを通じ、異なる世代の人々の価値観を超えた交流を促進するとともに、青少年等の社会教育活動を行う施設として整備を進めます。	令和元年1月に整備が完了し、2月1日に開場しました。 (令和元年度完了)	A

■基本方針 3 困難を有する子ども・若者やその家族への支援

■方向性（1）いじめ・不登校対策

事業名 【担当課・機関】	内容	事業実績 (令和6年度)	総合評価 (令和元～6年度)
3-1-1 いじめ防止対策の推進 【庶務課】 【指導室】	「墨田区いじめ防止対策推進条例」に基づき、いじめ防止対策基本方針やプログラム、対応マニュアルを作成し、保護者、地域、事業者等の連携のもと、地域社会全体でいじめの防止、早期発見、早期対応の取組強化を推進します。	<p>【庶務課】</p> <p>墨田区いじめ問題対策協議会を開催しました。（年1回）</p> <p>【指導室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■小学校2年生から中学3年生にWEB健康観察システムを活用しました。 ■小学校4年生から中学3年生に匿名報告・相談アプリを活用しました。 ■いじめアンケートを年3回実施しました。 	A
3-1-2 教育相談事業 【すみだ教育研究所】	幼児・児童・生徒と、その保護者を対象に、子どもの教育上のさまざまな悩みに対して相談に応じ、その解決のための助言や支援を行っています。また、電話相談として「親子電話相談」「ヤングテレfon相談」を実施しています。	令和6年11月にすみだ保健子育て総合センター内に教育センターを設立後、関係部署と連携しながら「来室相談」及び「電話相談」を実施しています。令和6年度については来室相談が211件、電話相談については140件の相談を受けています。	A
3-1-3 スクールサポートセンター事業 【教育センター】	スクールサポートセンターにおいて相談を行い、早期対応ときめ細やかな支援を実施することで、不登校や問題行動、子育てに関する問題など、多様化する健全育成上の課題を解決し、児童・生徒が有意義で充実した学校生活が送れるようにします。	<ul style="list-style-type: none"> ■不登校に関する相談を受付け、ステップ学級・サポート学級への入級につなげました。 ・サポート学級入級者：30名 ・ステップ学級入級者：39名 <p>※教育センター開設に伴い、サポート学級とステップ学級を統合し、教育支援センター事業として実施しました（令和6年11月5日～）。</p>	A
3-1-4 スクールカウンセラーの配置 【指導室】	児童及び生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する臨床心理士等をスクールカウンセラーとして学校に配置し、いじめや不登校の未然防止、改善及び解決並びに学校内の相談体制等の充実を図ります。	小学校5年生、中学校1年生の全員に面談を行いました。	A

■基本方針 3 困難を有する子ども・若者やその家族への支援

■方向性（1）いじめ・不登校対策

事業名 【担当課・機関】	内容	事業実績 (令和6年度)	総合評価 (令和元～6年度)
3-1-5 ステップ学級運営事業 【教育センター】	学校に適応できない長期欠席の児童・生徒に対して、集団への適応指導や学力補充援助等、基礎的生活習慣の育成を図ることで、長期欠席児童・生徒が自らの意思により学校に復帰することを支援します。	令和6年11月にすみだ保健子育て総合支援センターに移設後、ステップ学級・サポート学級のプログラムについては継続させながら、教育支援センターとして事業を統合しました。令和6年度は教育支援センターで69名の長期欠席児童・生徒への支援を実施しました。	A
3-1-6 不登校防止対策の推進 【指導室】	「墨田区立学校不登校対策基本方針」に基づき、保護者、地域、関係機関と連携し、各小中学校が組織的に不登校の予防・早期発見及び解消を図ります。	連携を図ることで、令和6年度の不登校児童・生徒数が昨年度よりも減少しました。	A

■基本方針3 困難を有する子ども・若者やその家族への支援

■方向性（2） 障害のある子ども・若者への支援

事業名 【担当課・機関】	内容	事業実績 (令和6年度)	総合評価 (令和元～6年度)
3-2-1 乳幼児への療育 【障害者福祉課】	みつばち園・にじの子等において、心身の発達に心配がある未就学児等に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。	児童発達支援（未就学児） 令和7年3月支給決定件数：806	A
3-2-2 幼稚園・保育所等における障害 児教育・保育等 【学務課】 【子ども施設課】 【子育て政策課】	○区立幼稚園では、一定の条件の下で、特別な支援を要する幼児の受け入れを実施します。 ○保育所等では、一定の条件の下で、障害児の受け入れを実施します。 ○学童クラブでは、一定の条件の下で、障害児の受け入れを実施します。	【学務課】 就園指導委員会の開催（①8/1、②12/12） ②在園児の判定：4歳児1人、介助員1人 ②新入園児の判定：新4歳児8人、介助員6人 【子ども施設課】 家庭や療育機関、巡回心理相談員との連携を図りながら、支援を要する児が安心して過ごせる保育環境を整え、保育を通して特性に応じた支援を行いました。 【子育て政策課】 心理相談員による巡回や状況に応じた非常勤の配置をすることで、児童に遊びと生活の場を与え、健全な育成を図りました。 障害児承認人数：68人（月別最大利用者数）	A
3-2-3 学齢児への療育 【障害者福祉課】	放課後等デイサービスにより、心身に障害がある18歳未満の就学児に、放課後または学校休業日などに、生活能力向上のための訓練や社会交流を行います。	放課後等デイサービス（就学児） 令和7年3月支給決定件数：662	A
3-2-4 就学相談 【学務課】	初めて小学校に入学するお子さんや、中学校への進学、転学等についての相談を行います。医師や専門家等による就学相談委員会により、児童・生徒一人ひとりの障害や能力に応じて、もっとも適切な学びの場について判断し、支援します。	令和6年11月にすみだ保健子育て総合センター内に教育センターを設立後、移転して事業実施を行いました。 就学相談委員会：11回 （うち5回、教育センター開設後実施） （うち1回、臨時会を含む） 行動観察及び専門医診断：19回 （うち9回、教育センター開設後実施） 就学相談件数：369件	A

■基本方針 3 困難を有する子ども・若者やその家族への支援

■方向性（2）障害のある子ども・若者への支援

事業名 【担当課・機関】	内容	事業実績 (令和6年度)	総合評価 (令和元～6年度)
3-2-5 特別支援学級・教室の運営 【学務課】	<ul style="list-style-type: none"> ○知的障害のある児童・生徒が在籍する固定学級や、日常は通常学級で学びながら週一回程度通って指導を受ける通級指導学級を運営します。 ○情緒障害等がある、より多くの児童・生徒が障害の状態に応じた特別な指導支援を受けられるようにするために、区立の全小・中学校に特別支援教室を設置し、発達障害教育を担当する教員が各学校を巡回して指導します。 	<p>【特別支援学級（固定学級）】</p> <p>小学校：9校 25学級、中学校：5校 11学級</p> <p>【通級指導学級】*特別支援教室は全校設置</p> <p>難聴：小学校：1校 1学級、中学校：1校 1学級</p> <p>言語：小学校：3校：5学級</p>	A
3-2-6 特別支援教育の推進 【学務課】 【指導室】	<p>【学務課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○特別支援教育の実施に伴い、必要に応じて教室の整備・工事等を行います。 ○介助があれば通常学級で学ぶことができる児童・生徒のため、在籍校に介助員を配置します。 <p>【指導室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○区立幼稚園・小・中学校では、障害がある幼児・児童・生徒をはじめ全ての幼児・児童・生徒について、一人ひとりの教育的ニーズの把握、分かりやすい授業の展開、安心・安全に生活できる環境の整備を推進します。 	<p>【学務課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○手すり取付工事（二葉小・両国小） ○自閉症・情緒障害特別支援学級開設準備（横川小・第三寺島小・錦糸中） ○介助員の配置（両国小・第四吾嬬小） <p>【指導室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教員等対象の研修を実施しました。（計 15回） <ul style="list-style-type: none"> 通常学級担当者対象：1回 特別支援学級担当者対象：1回 特別支援教育コーディネーター対象：2回 特別支援教室巡回指導教員対象：3回 多層指導モデル（M I M）研修：2回 特別支援教室専門員対象：2回 特別支援教室新規採用教員対象：4回 	A

■基本方針 3 困難を有する子ども・若者やその家族への支援

■方向性（2） 障害のある子ども・若者への支援

事業名 【担当課・機関】	内容	事業実績 (令和6年度)	総合評価 (令和元～6年度)
3-2-7 すみだ教室の実施 【地域教育支援課】	中学校特別支援学級及び特別支援学校を卒業した知的障害者を対象に、社会生活に必要なルールやエチケットを学ぶとともに、仲間づくりを中心に社会的自立を促すため、日曜青年教室を開催し、様々な活動を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ■実施日…令和6年5月19日から令和7年2月2日まで ※年間19回、原則第1・3日曜日 ■人数…受講生69名（修了証授与者数61名）、講師・ボランティア26名 ■主な行事 <ul style="list-style-type: none"> (1)開校式（5月19日・本所中学校） (2)宿泊研修（9月28日～29日 栃木県） (3)四区合同レクリエーション大会（10月27日） (4)まちつき交流会（12月15日・本所中学校） (5)閉校式（2月2日・本所中学校） 	A
3-2-8 就労継続支援事業 【障害者福祉課】	就労が困難な障害者で、作業能力がある方を対象に、作業支援、就労支援、生活支援、健康管理を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ■すみだふれあいセンター通所者数 49名（令和7年3月31日現在） ■すみだふれあいセンター総支給工賃額 10,865,061円（令和6年度） 	A
3-2-9 すみだ障害者就労支援総合センター 【障害者福祉課】	障害のある方が、地域において経済的・社会的に自立し、安定した生活を送るために、ハローワーク墨田等の関係機関と連携し、企業就労等の機会拡大を図るとともに、職業訓練、就職支援、職場定着支援、生活支援等を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ■移行支援事業所 ゆめたまご すみだ 利用者数延べ28名、うち就職者数8名 ■就労生活支援事業所 あつたまろん すみだ 支援件数 延べ17,862件 	A
3-2-10 墨田区福祉作業所ネットワーク K A I 【障害者福祉課】	ネットワークの場を通じ、福祉作業所が区のクリエーターによる「すみのわプロジェクト」などにより自主生産品開発に取り組みます。また、作業所利用者による生産品を「スカイワゴン」等での販売を通じ、利用者の工賃アップ、やりがいにつなげます。	<ul style="list-style-type: none"> ■新商品ブランド（すみのわ） 総売上額：5,733,975円 ■スカイワゴン等（共同販売展等含む） 総売上額：6,920,230円 ■スカイワゴン等（共同販売展等含む） 開店日数：102日 	A

■基本方針 3 困難を有する子ども・若者やその家族への支援

■方向性（3） 若者無業者（ニート）・ひきこもり対策

事業名 【担当課・機関】	内容	事業実績 (令和6年度)	総合評価 (令和元～6年度)
3-3-1 思春期相談・思春期講演会 【健康推進課】	児童精神科医及び臨床心理士が、学齢期から青年期においての不規則な生活、摂食障害、ひきこもり、不登校、思春期のうつ、自傷行為、自殺未遂、暴力、発達の心配等に対して対面相談に応じます。そのほか思春期講演会を開催し、家族や本人への理解を深めるとともに、一般への知識の普及活動を行います。	思春期相談（医師相談）来所相談数 16 件 思春期相談（心理士相談）来所相談数 13 件 思春期講演会 形式：オンデマンド配信 テーマ：「A D H D・A S D の特性と対応～就学前から学童期を中心に～」 参加者数：100 名	A
3-3-2 若者の居場所づくり支援 【保健予防課】	こころの悩みや生きづらさを感じている若者が、自宅以外で安心して過ごせる居場所（カフェ）を定期的に実施し、ストレスへの対処法やソーシャルスキルを身につけ、前へ進むための支援を行います。	居場所（すみだみんなのカフェ）12 回、個別相談 2 回、講演会 1 回	A
3-3-3 若者や子育て世代等の女性などに対する就労支援 【経営支援課】	若者や子育て世代等の女性、求職者の保護者を対象に、キャリアカウンセリング（個別相談）を行う「就職・仕事カウンセリングルーム」を開設し、より多くの人材が区内企業等に就職できるよう支援します。	・キャリア相談・臨床相談数：延べ 473 人 ・就職者数：35 人	A
3-3-4 ヤング相談コーナー等における他機関への紹介 【ハローワーク墨田】	34歳以下の若年求職者を対象とした職業相談窓口において、相談内容に応じて保健センター・地域若者サポートステーション等への紹介を行います。	区の就労支援員の引率による職業相談や、当所の専門援助第二部門への誘導及び地域若者サポートステーションの案内等、相談内容に応じて適切な機関へ誘導しました。	A

■基本方針 3 困難を有する子ども・若者やその家族への支援

■方向性（4） 非行・犯罪への対策と子ども・若者への支援

事業名 【担当課・機関】	内容	事業実績 (令和6年度)	総合評価 (令和元～6年度)
3-4-1 地域教育懇談会 【地域教育支援課】	地区青少年育成委員会と連携し、各地域における青少年の非行化の実態や問題傾向等の情報交換、関係機関・団体の活動の連絡調整を行うとともに、地域における青少年の健全育成の意識の啓発を図ります。	各地区青少年育成委員会が、青少年の健全育成のため、地域の実情に合わせて問題傾向等の情報交換や関係団体との連絡調整、地域に向けての啓発活動に取り組みました。	A
3-4-2 地域パトロール 【地域教育支援課】	地区育成委員会等関係機関・団体と連携して、夏休みや年末年始、祭礼、縁日など、定期的にパトロールを実施し、青少年への指導や安全確保に努めます。	7月の「青少年非行・被害防止全国強調月間」に合わせ、各地区育成委員会が中心となり、警察等各種団体と連携してパトロールを行いました。	A
3-4-3 墨田区青少年健全育成区民大会 【地域教育支援課】	国が主唱する「子供・若者育成支援強調月間」に呼応して、各地区的非行・被害防止等の啓発活動を集約し、区民等に対し、青少年健全育成の意識の高揚を図ります。	青少年育成委員会連絡協議会・区・警察が主催となり、青少年健全育成活動関係者が一堂に会する場で、青少年の健全育成について広く区民に呼びかけました。 実施日：11月23日（土）	A
3-4-4 墨田区青少年非行・被害防止強調月間 【地域教育支援課】	国が主唱する「青少年の非行・被害防止全国強調月間」に呼応して、関係機関・団体、地域住民等がそれぞれ実施する非行・被害防止活動を集中的に実施して、青少年の非行・被害防止の徹底を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ■懸垂幕の掲出（7月1日～31日） ■青少年健全育成作文募集 ■青少年育成委員会による有害環境点検調査・自粛要望活動 ■社会を明るくする運動（中央集会（7月13日）及び各分区での地域集会の開催） ■区のお知らせによる啓発 	A
3-4-5 ふれあい協議会 【本所・向島警察署】	町会等を対象に防犯講座等を開催する「ふれあい諸活動」を通じて、非行防止や青少年の健全育成を図っています。	<p>【本所警察署】 町会等を対象にふれあい連絡協議会を開催し、いわゆる闇バイトへの対策をはじめとした青少年の非行防止や健全育成を図りました。</p> <p>【向島警察署】 ふれあい連絡協議会を隨時開催し、町会・自治会の参加者に対し、講話や協力依頼を通じて、青少年健全育成活動の浸透を図りました。</p>	A

■基本方針 3 困難を有する子ども・若者やその家族への支援

■方向性（4） 非行・犯罪への対策と子ども・若者への支援

事業名 【担当課・機関】	内容	事業実績 (令和6年度)	総合評価 (令和元～6年度)
3-4-6 サイバーパトロールの実施 【本所・向島警察署】	<p>ウェブサイトや電子掲示板等を閲覧して違法・有害情報（※）の有無を調査するサイバーパトロールを実施し、違法・有害情報を発見した場合には、違法行為の検挙、プロバイダや電子掲示板の管理者等に対する削除の要請等の措置を講じ、違法・有害情報の氾濫防止に取り組み、青少年の犯罪・被害防止を図ります。</p> <p>（※）違法情報 児童ポルノ画像、わいせつ画像、覚せい剤等規制薬物の販売に関する情報等インターネット上に掲載すること自体が違法となる情報 （※）有害情報 違法情報には該当しないが、犯罪や事件を誘発するなど公共の安全と秩序の維持の観点から放置することのできない情報</p>	<p>【本所警察署】 各種警察活動により得たインターネット情報を精査し、違法・有害情報への適切な対応を図りました。</p> <p>【向島警察署】 サイバー空間上における違法・有害情報に対し、情報や内容を見極めた後、適切な対応を図りました。</p>	A
3-4-7 更生保護活動 【墨田区保護司会（地域教育支援課）】	人の立ち直りを支える活動「更生保護」において、保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた保護司が、更生に向けた指導や助言等を行う保護観察、犯罪や非行を未然に防ぐ犯罪予防活動、釈放後の居場所や就職先の確保といった生活環境の調整を行います。	社会を明るくする運動推進委員会の構成員として事業に携わりました。 すみだまつり・こどもまつりに参加し、P R活動を行いました。	A
3-4-8 社会を明るくする運動 【墨田区保護司会】 【地域教育支援課】	人の立ち直りを支える活動「更生保護」において、保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた保護司が、更生に向けた指導や助言等を行う保護観察、犯罪や非行を未然に防ぐ犯罪予防活動、釈放後の居場所や就職先の確保といった生活環境の調整を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ■第74回“社会を明るくする運動”の広報活動キャンペーン実施（令和6年7月1日） ■第74回“社会を明るくする運動”中央集会実施（令和6年7月13日） ■第74回“社会を明るくする運動”講演会実施（令和6年9月9日） ■第74回“社会を明るくする運動”作文コンテスト審査会実施（令和6年9月11日） 	A

■基本方針 3 困難を有する子ども・若者やその家族への支援

■方向性（5）特に配慮が必要な子ども・若者への支援（ひとり親・生活困窮家庭、自殺対策、外国人、性同一性障害等）

事業名 【担当課・機関】	内容	事業実績 (令和6年度)	総合評価 (令和元～6年度)
3-5-1 母子生活支援施設 【生活福祉課】	配偶者のいない親が、経済的な理由や住居がない等の事情で子どもの養育をすることが困難な場合に、母子を入所させて保護とともに、自立の促進のためにその生活の支援を行います。	区内2施設平均入所世帯数 33世帯 82.5% (定員40世帯) ・厚生館立花（私立） ・ベタニヤホーム（私立）	A
3-5-2 母子緊急一時保護事業 【生活福祉課】	緊急に保護を必要とする母子を、区の指定施設に一時入所させ、相談、助言を行い、自立更生の措置を講ずるまでの応急的措置を図ります。	緊急一時保護件数：15件	A
3-5-3 ひとり親家庭自立支援給付金事業 【生活福祉課】	【自立支援教育訓練給付金】 国から指定を受けた教育訓練講座を受講する際に、費用の一部を給付します。 【高等職業訓練促進給付金】 看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、保健師、助産師、理容師、美容師、歯科衛生士、製菓衛生士、調理師等の資格取得のために訓練機関で修業する場合に、修業期間中、訓練促進給付金を給付します。	・自立支援教育訓練給付金 5件 670,061円 ・高等職業訓練促進給付金 23件 24,404,500円 ・高等職業訓練修了支援給付金 9件 400,000円	A
3-5-4 子どもの学習・生活支援事業 【地域福祉課】	貧困の連鎖防止を図るため、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援・生活支援を行います。 具体的には、一年間通して実施する学習会と、長期休み期間に宿題をサポートする学習会を行っています。	【通年学習会】 北部会場：53回、南部会場：53回 【長期休み宿題サポート学習会】 北部会場：15回、中部会場：15回、 南部会場：15回	A
3-5-5 外国人等児童・生徒のための日本語指導及び学習支援 【指導室】	外国人等児童・生徒が基礎的な日本語の定着を図るために、日本語級指導教室や「すみだ国際学習センター」において、段階的な学習支援を行います。また、外国人児童の日本語での教科学習等の支援を行うために一定期間、日本語支援員（通訳介助）を実施します。	■日本語通級指導教室（梅若小学校、文花中学校（夜間学級））、日本語指導加配教員設置校（柳島小・立吾嬬小・錦糸小・錦糸中）で日本語指導を行いました。 ■中学生に対しては、すみだ国際学習センターで初期指導を行いました。 ■児童一人当たり96時間の通訳介助を行い、保護者に対しても通訳介助を行いました。	A

■基本方針 3 困難を有する子ども・若者やその家族への支援

■方向性（5）特に配慮が必要な子ども・若者への支援（ひとり親・生活困窮者、自殺対策、外国人、性同一性障害等）

事業名 【担当課・機関】	内容	事業実績 (令和6年度)	総合評価 (令和元～6年度)
3-5-6 区民相談 【広報広聴担当】	すみだ区民相談室では、区内在住・在勤・在学の方を対象に、日常抱える問題や悩み事などに対して、相談員が面談等により問題解決のアドバイスをします。外国人相談として、中国語・英語通訳者付きの相談を行います。	週1回（水曜日）実施 中国語：10時～12時、相談件数28件 英語：13時～15時、相談件数7件	A
3-5-7 子ども・若者への見守り支援 【民生・児童委員（地域福祉課）】	地域において、特に配慮が必要な子ども・若者の把握に努め、関係機関につなげます。	関係機関の連携を強化するために、地区連絡協議会（四者協）を開催し、特に配慮が必要な子ども・若者について知見を深めました。 【実施日】令和6年8月7日（水） 【基調講演】 「ゲームやスマホと上手くつきあえない子どもたち」 【分散会】 「親と子の未来をつなごう すみだの子育て」 【参加者】 民生・児童委員、主任児童委員、江東児童相談所、小・中学校、子育て支援総合センター、保育園、児童館等 99名	A
3-5-8 ゲートキーパー研修 【保健予防課】	区民や地域生活の様々な場面・分野における相談支援活動に関わっている方等を対象に、その活動の中で、自殺のサインや支援が必要な人に気づき、関係機関につなげる目的でゲートキーパー研修を実施します。	区立学校生活指導主任等に1回実施しました。	A
3-5-9 すみだ こころと生活の相談窓口 【保健予防課】	様々な悩みに対応する相談窓口の連絡先を掲載したリーフレット「すみだ こころと生活の相談窓口」を区及び区施設の窓口や区内関係機関で配布します。	5,100部を作成し、区関係機関・医療機関等に令和6年度から令和7年度にかけて配布しました。	A
3-5-10 小中学生向け啓発物の配布 【保健予防課】	小学校5・6年生と中学生向けに、悩みの相談先やこころのSOSチケットを掲載した啓発物を配布します。	12,500部を作成し、区内小中学校、児童館等に配布しました。	A

■基本方針 3 困難を有する子ども・若者やその家族への支援

■方向性（5）特に配慮が必要な子ども・若者への支援（ひとり親・生活困窮者、自殺対策、外国人、性同一性障害等）

事業名 【担当課・機関】	内容	事業実績 (令和6年度)	総合評価 (令和元～6年度)
3-5-11 性的マイノリティの人の人権等 様々な人権問題に関する啓発 【すみだ人権同和・男女共同参画事務所】	教育委員会事務局と連携し、必要な情報提供をします。また、広報紙や機会を捉えて様々な人権問題に関する啓発に取り組みます。	人権尊重教育推進校である区立梅若小学校第6学年60名を対象に男女共同参画啓発講座を実施しました。	A
3-5-12 児童虐待に関する相談 【子育て支援総合センター】	18歳未満の子どもの虐待に関する対応を行います。問題解決にあたっては、江東児童相談所と連携を図っています。	18歳未満の子どもの虐待に関する対応を行いました。問題解決にあたっては、江東児童相談所と連携を図りました。	A
3-5-13 児童相談 【江東児童相談所】	18歳未満の子どもに関するあらゆる相談を受け、児童福祉法に基づく対応を行います。問題解決にあたっては、子育て支援総合センターと連携を図っています。	墨田区子育て支援総合センターと連携しながら相談対応を実施しました。	A



発行

墨田区教育委員会事務局地域教育支援課

〒130-8640

東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号

電話：03-5608-6503（直通）

メール：CHIIKIKYOUIKU@city.sumida.lg.jp

墨田区こども計画（第Ⅲ部 墨田区若者計画部分）事業一覧

(令和8年1月21日現在)

基本方針1 若者の健やかな成長に向けた支援を推進します

(1) 基本的な生活習慣の形成

事業 No.	計画事業名	事業概要		担当課・機関
		目的	具体的内容	
37	食育の推進事業	次世代の命を育む妊婦に必要な栄養の知識を普及するとともに、子どもが望ましい食習慣を身につけ、食の大切さを理解し、食を通じて自らの健康を管理できるよう、乳幼児期から食育に取り組む。	<p>【妊婦向け】 出産準備クラスの際に、妊娠中の食事について講義を行い、望ましい食習慣を身につけるための指導を実施します。</p> <p>【乳幼児期】 健診時や講習会の場を通じて、集団及び個別の栄養指導を行い、食に関する知識の普及啓発を図ります。また、各幼稚園、保育園等においても食育検討会の実施や調理保育や野菜等の栽培体験を通じて、食育に取り組みます。</p> <p>【小中学生】 年3回の食育検討会の実施や、各学校での取組をまとめた食育実践報告書を作成します。また、食育の取組を支援するため、給食を活用した食育事業を実施する区立小中学校に対し、食育推進交付金を交付します。</p> <p>【地域】 墨田区食育推進計画に基づき、区民・民間団体等の主体的な活動と地域の特性を活かした総合的な食育を推進し、食育フェス、食育シンポジウムの実施等を通じて食育の普及啓発に取り組みます。</p>	子ども施設課 学務課 指導室 健康推進課
38	食育推進事業	「みんなが笑顔でたのしい食環境を通じて豊かな人生をおくること」を目標に、すべての区民を対象に食育事業を実施する。	「墨田区食育推進計画」に基づき、「手間かけてみんなでつくるすみだの食育」を基本理念に、基本目標『食で「ひと」「まち」「交流」「安心」「協働」を育む』に準じた食育推進事業を区民・地域団体・NPO・事業者・企業・大学など多様な分野と区が連携しながら、すみだ食育推進会議の中で「協創」の食育へと推進します。	健康推進課
39	栄養指導事業	自ら適切な食生活を実践できるように、栄養知識の普及啓発を行う。	栄養相談や食生活講習会等を実施し、栄養に関する正しい知識の普及啓発を図ります。	健康推進課
277	健康診査事業	学校や勤務先等で健康診査を受診する機会がない若年者に対し、定期的に健診を受診してもらい、生活習慣病を予防する。	16～39歳を対象とした健康管理に役立てるため、若年区民健康診査を実施します。	健康推進課

(2) 健康づくりやスポーツ活動の推進

事業 No.	計画事業名	事業概要		担当課・機関
		目的	具体的内容	
40	健康づくりのための普及啓発事業	健康づくりに対する区民の意識の高揚や知識の普及を図る。	「すみだ健康づくり総合計画」に基づき、区民一人ひとりが生涯を通じて、健康保持増進に取り組めるよう、様々な取組を進めます。	健康推進課
41	区立スポーツ施設整備運営事業	スポーツ施設について、適正な管理運営と整備を行うことで、区民がスポーツを実施しやすい環境づくりを行う。	スポーツを通じ、異なる世代の人々の価値観を超えた交流を促進するとともに、青少年等の社会教育活動を行う施設として整備、運営します。	スポーツ振興課
45	スポーツ振興事業	年齢や障害の有無等にかかわらず、広く区民の健康増進を支援し、スポーツ実施率を向上させる。	スポーツ教室、区民スポーツ大会、障害者（児）スポーツ・レクリエーション大会などを開催し、スポーツの振興を図るとともに、広く区民の健康増進を支援します。	スポーツ振興課
46	区民健康スポーツデー事業	区民参加型のスポーツイベントを行うことで、スポーツ振興及び地域づくり、地域交流の促進を図る。	原則として10月のスポーツの日を区民健康スポーツデーと位置付け、全ての区民が一日スポーツに親しむ日として、スポーツの振興を図ります。	スポーツ振興課
47	総合型地域スポーツクラブ自立支援事業	地域でスポーツに親しむことのできる身近な拠点として、区民だれもがスポーツを楽しみやすい環境づくりを行う。	地域の日常的な活動の場として、誰もが参加できる気軽にスポーツやレクリエーションを楽しむことができる地域スポーツクラブを開設し、豊かな地域スポーツライフを築きます。	スポーツ振興課
63	健康づくりのための環境整備事業	こどもをはじめとする公園利用者の健康増進に寄与する公園づくりを進める。	公園利用者が気軽に体を動かすことができる場所を提供するため、様々な遊具や健康器具の設置も含めて、公園を整備していきます。	公園課
145	スポーツ推進委員の活動事業	スポーツの魅力を体感できる機会を充実させ、遊びやレクリエーションを通じて体を動かす楽しさを実感できるきっかけづくりを行う。	スポーツ教室等の企画運営に参画し、区民にスポーツの指導・助言を行いスポーツの振興を図ることで、広く区民の健康増進を支援します。	スポーツ振興課

(3) 心身の健康保持の支援

事業 No.	計画事業名	事業概要		担当課・機関
		目的	具体的内容	
49	男女共同参画に関する各種啓発の取組事業	子育てを含めたさまざまな性別役割分担意識を解消し、一人ひとりが自分らしく生きられる社会の実現をめざす。	男女共同参画情報誌「すみなか」の発行や、男女共同参画推進啓発講座をはじめとする各種啓発講座の開催、家庭・学校・地域において意識啓発に取り組むことで社会全体の男女共同参画に関する意識を高めます。	すみだ人権同和・男女共同参画事務所 すみだ共生社会推進センター
70	若年層に向けた男女共同参画意識の醸成事業	すべての人がお互いの違いを認め合い人権を尊重し、ともに責任を分かち合いながら、性別等に関わりなく、個性と能力を發揮できる社会の実現をめざす。	男だから、女だからと性別を理由として役割を決めつけたり、性別のイメージを固定的に考えて自分自身や誰かの生き方を制約することがないよう、中学生以上を対象とした若者向けの啓発冊子を発行し、男女共同参画意識の醸成を図ります。	すみだ人権同和・男女共同参画事務所
71	リプロダクティブヘルス推進事業	学童期・思春期・妊娠・出産などのライフステージに応じた性と健康の相談支援・啓発を推進するために、男女を問わず性や妊娠に関する正しい知識を身に着け、健康管理を促す「プレコンセプションケア」の普及・啓発を図る。	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）について、学校や助産師養成所、関係者と連携して、普及啓発を行います。	健康推進課

基本方針 2 若者の豊かな人間力と社会を生き抜く力の育成を応援します

(1) 多様な居場所づくりや体験の機会の充実

事業 No.	計画事業名	事業概要		担当課・機関
		目的	具体的な内容	
43	子どもの居場所ネットワークづくり事業	食事提供活動を通じ、子どもの居場所づくりを行っている区内の団体及び区との連携、ネットワークづくりを支援します。	食事提供活動団体に加え、学習支援やおしゃべりの場など子ども・若者の居場所づくりを行っている団体に範囲を拡大し、情報交換会等の開催や、ボランティアの紹介、墨田区社会福祉協議会ホームページへ活動内容を掲載することで、活動の後方支援を行います。	地域福祉課 墨田区社会福祉協議会
54	地域福祉プラットフォーム事業	これまでの分野別の支援体制では対応しきれない「複雑化・複合化した支援ニーズ」や「制度の狭間にある課題」へ対応するため、地域の拠点として整備する。	令和2年度まで墨田区社会福祉協議会が地域の居場所、気軽な相談場所として実施していた「地域福祉プラットフォーム」を、令和3年度から区が進めている包括的支援体制整備事業の地域の拠点として位置づけ、区が墨田区社会福祉協議会に委託して運営しています。(※令和6年度時点で京島三丁目、本所一丁目、八広五丁目、墨田五丁目、緑四丁目の5か所開設)	地域福祉課
179	すみだ生涯学習センター事業	区民の生涯学習を支援する。	区民がさまざまな生涯学習活動を行うための拠点施設として、生涯学習の機会や場の提供、学習情報の発信、学習相談を実施するなど、区民の生涯学習を支援します。	地域活動推進課
255	自主グループ等への支援事業	児童館でボランティアとして活動する自主グループを支援する。	児童館で読み聞かせ等を行う自主グループに活動場所の提供を行い、ボランティアの育成を図ります。	子育て政策課
280	地域力育成・支援事業	地域の課題に主体的に取り組む区民等を支援し、地域に愛着と関心を持ち、地域力の向上に資する人材育成を行う。	地域で活動している方や地域活動に関心がある方を対象に、リーダースキルやコーディネータースキル等の提供、活動者の交流会等を行い、自主的かつ組織的に活動できる人材を育成します。	地域活動推進課

(2) 若者の地域活動や社会参画の推進

事業 No.	計画事業名	事業概要		担当課・機関
		目的	具体的内容	
48	すみだまつり・こどもまつり事業	区民と行政が手を携え、企画・運営することにより、「ふるさとすみだ」の意識の高揚とともに地域の振興を図る。	区民等によって組織した実行委員会が企画・運営することで、「ふるさとすみだ」のまちづくり意識の高揚と地域力の振興を図ります。また、安全・健康・友情と連帯の輪を目標に明るくはつらつとした子どもの成長を促します。実施にあたって広くボランティアを募集することで、区民等の社会参画を促します。	文化芸術振興課
146	総合防災教育事業	幼児から大学生までに対し、防災に関する教育を継続的かつ段階的に実施していくことにより、防災に関する知識や技術を確実に身につけさせ、将来の防火防災の担い手を育成するとともに、家庭や地域における防災行動力を向上させる。	自らの防災行動力を高めるとともに、将来における地域防災の担い手を育成するため、幼児期から発達の段階に応じた防火防災教育を総合防災教育と位置付け、継続的に実施します。	本所・向島消防署
178	クリーンキャンペーン事業	地域のイベント等への参加により、郷土に対する愛着心を深めるとともに、自主性や社会性及びボランティア精神を育み、社会参画意識の醸成を図る。	ごみゼロデー（5月30日）にちなみ、道路や公園等の散乱ごみの清掃を内容とするキャンペーンを地域住民が主体的に進める活動として実施することで、美観の向上を図るとともに、地域力の強化をめざします。	すみだ清掃事務所
252	夏体験ボランティア事業	ボランティア活動の体験を通して、様々な社会的問題への関心を深めるとともに、積極的に社会づくりに参加する意識の醸成を図る。	区内福祉施設やボランティア団体が実施している活動への参加等、様々なボランティア活動を体験する場を設けます。	墨田区社会福祉協議会 (地域福祉課)
253	学校のボランティア活動普及事業	児童・生徒の社会福祉への理解と関心を高め、ボランティア精神を養う。	小学校・中学校及び、高等学校等を「ボランティア協力校」として指定し、児童や生徒の社会福祉への理解と関心を高めます。 人間同士の連携の精神を養うとともに、児童・生徒を通じて家庭及び地域社会の意識啓発を図ります。	墨田区社会福祉協議会 (地域福祉課)
256	ボランティア推進事業	ボランティア活動に対する理解と参加を促進し、福祉のまちづくりを推進する。	講習会（手話・点訳・音訳・要約筆記等）や講座（ボランティア入門・災害ボランティア）の開催、PR活動等を行い、ボランティアの育成・活動支援を図ります。	墨田区社会福祉協議会 地域福祉課
257	ボランティアセンターの活動事業	ボランティア活動を推進する。	ボランティアの育成と活動の中心となる場を設け、ボランティア意識の啓発と活動への参加を促進します。	墨田区社会福祉協議会 地域福祉課

事業 No.	計画事業名	事業概要		担当課・機関
		目的	具体的内容	
281	はたちのつどい事業	<p>はたちを迎えた方の今後の活躍を願い、社会の一員としての自覚と責任を促すとともに、これを祝い励ます。</p> <p>また、大人の仲間入りをともに喜び合える場を提供する。</p>	はたちを迎える方で構成する実行委員会を組織し、式典で行う内容の企画や記念品の選考、当日の運営までを担うことにより、社会人としての自覚を促すとともに、参加者が喜びを共感できる式典を開催します。	文化芸術振興課
282	若年投票立会人事業	各投票所に配置する投票立会人について、18～29歳までの若年層を起用することで、若者の選挙に対する関心を高める。	各投票所に配置する投票立会人について、18～29歳までの若年層を起用することで、若者の選挙に対する関心を高めます。	選挙管理委員会事務局
283	若年啓発グループ事業	18～29歳までの若年層を対象にグループを結成し、若者の政治参加を促し、選挙に関する関心を高めるための啓発活動を行います。	18～29歳までの若年層を対象にグループを結成し、若者の政治参加を促し、選挙に関する関心を高めるための啓発活動を行います。	選挙管理委員会事務局

(3) 職業的自立の支援

事業 No.	計画事業名	事業概要		担当課・機関
		目的	具体的内容	
58	就職・仕事カウンセリングルームの運営事業	求職中の子育て世代の保護者が、それぞれの適性に応じた就労ができるよう支援する。	個別キャリアカウンセリングを実施し、就職活動の進め方から、仕事選び、適性診断、応募書類の添削や面接指導等を行い、就職を支援していきます。 また、心理的な不安をお持ちの方を対象に、臨床心理士による相談対応も適宜実施します。	経営支援課
62	若者や子育て世代等の女性などに対する就労支援事業	若者等が、それぞれの適性に応じた就労ができるよう支援する。	若者や子育て世代等の女性、求職者の保護者を対象に、キャリアカウンセリング（個別相談）を行う「就職・仕事カウンセリングルーム」を開設し、より多くの人材が区内企業等に就職できるよう支援します。	経営支援課
284	被保護者自立促進事業（就労支援費）	被保護者に対して、求職活動等に要する経費を支給することで、世帯の自立助長を図る。	求職活動に必要なスーツ等一式、携帯電話・スマホ購入費・レンタル費、就職時の連帯保証費、認可保育園待機時に利用した認証保育所等の入園料・保育料を支給します。	生活福祉課
285	住居確保給付金の支給事業	平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、相談支援事業の実施や住居確保給付金の支給等により、生活困窮者の自立促進を図る。	離職者等で、就労意欲がある方のうち、住居を喪失している方、または失いかねない方に求職活動を条件として、一定期間家賃相当額を支給します。	地域福祉課
286	就職支援コーナーすみだ事業	区とハローワークの相談員が連携することにより、生活保護受給者、住居確保給付金受給者、児童扶養手当受給者及びこれらの相談・申請段階にある者、若年者等の生活困窮者の自立を図る。	ハローワークの求人情報検索システムを庁舎内に設置するなど、ハローワーク墨田、東京労働局、区の三者が連携することで、雇用・就労の促進を図ります。	経営支援課 ハローワーク墨田
287	求職者支援訓練事業	職業訓練によるスキルアップを通じて早期の就職をめざす。	雇用保険を受給できない求職者などを対象として、民間訓練機関が厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練を実施します。	ハローワーク墨田
288	職業訓練受講給付金事業	職業訓練を受けることを容易にするための給付金を支給することにより、就職を促進し職業及び生活の安定に資する。	特定求職者が、ハローワークの支援指示を受けて求職者支援訓練や公共職業訓練を受講し、一定の支給要件を満たす場合、「職業訓練受講給付金」（職業訓練受講手当・通所手当・寄宿手当）を支給します。	ハローワーク墨田

事業 No.	計画事業名	事業概要		担当課・機関
		目的	具体的内容	
289	若年者の安定雇用の推進に繋がる各種助成金(国)制度	各種助成金は申請に基づき支給されるものであるため、区や事業主団体との連携を含め、管内企業への積極的な周知・啓発を実施する。各種助成金の認知を高め、また積極的な活用を通じ、若年者の安定雇用の推進につなげる。	トライアル雇用助成金、キャリアアップ助成金の正社員化コース等、若年者の安定雇用の推進につながる各種助成金の活用について、区や事業主団体との連携を含め、管内企業に対して周知・啓発を実施します。	ハローワーク墨田
290	合同就職面接会等の開催事業	合同面接会や企業ごとの面接会及び就職活動に役立つセミナーを開催することで、管内企業と求職者のマッチングを支援する。	ハローワーク墨田と連携し、ハローワーク墨田所管内である葛飾区とも協力の上、就職面接会を開催するなど、区内等中小企業の雇用の安定と区民等求職者の就労支援を行います。 また、区民等求職者(主に再就職希望者)を対象として、就職活動支援セミナーを開催します。	ハローワーク墨田
291	人材確保プロモーション支援事業	区内企業の魅力を発信し、若者等の区内企業への就労促進を図る。	区内事業者に関心のある求職者を対象に、合同企業説明会を開催し、区内事業者への就労促進を図ります。	経営支援課
292	人材確保・就職支援コーナー事業	近年、多くの産業で人材不足が深刻化し、特に医療・福祉、建設、警備、運輸分野に対応するため、関連団体と連携し求人者・求職者両方への総合的な人材確保対策を進め、労働力のマッチング機能を強化する。	福祉分野(介護・看護・保育)・建設・警備・運輸等の仕事を希望する方や当該人材を必要とする事業主の方をサポートします。実際に施設を見学するツアー型面接会や体験会、業界セミナーを行います。	ハローワーク墨田
293	ヤング相談コーナー事業	何をしたらいいかわからない、就労の意義や目的が明確でない若年者に対し、マンツーマンで個々のニーズを把握し、寄り添った支援を行う。	34歳以下の若年求職者を対象とした職業相談窓口として、職業相談・職業紹介の他、個別予約相談によるjob tag やキャリアインサイトを使用した自己分析・適性診断を基に応募書類の添削や面接対策を行います。必要に応じて職業訓練窓口での相談を案内します。	ハローワーク墨田
294	ヤング相談コーナーにおける他機関への紹介事業	さまざまな悩みを持つ若年者求職者に対し、必要に応じた相談窓口を案内することで、就労に結びつける。	34歳以下の若年求職者を対象とした職業相談窓口において、相談内容に応じて保健センターや地域若者サポートステーション等への紹介を行います。障害のある方には、専門援助第二部門の利用を案内します。	ハローワーク墨田

基本方針3 若者一人ひとりの状況に応じた支援を推進します

(1) 障害のある若者への支援

事業 No.	計画事業名	事業概要		担当課・機関
		目的	具体的内容	
51	自立支援医療（精神通院）の支給制度	精神障害者及び障害児がその有する能力及び適正に応じて、自立した日常生活方は社会生活を営むことができるよう、その医療に必要な費用の100分の20に相当する額の給付を行い、精神障害者の福祉の増進を図る。	精神疾患のため通院による治療を受ける際に、医療費の自己負担を軽減します。	健康推進課
149	障害児福祉手当制度	重度障害児に対し、その障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより、重度障害児の福祉の向上を図る。	20歳未満で、精神又は身体に重度の障害を有するため日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の方に対し、手当を支給します。	障害者福祉課
150	児童育成手当（障害）制度	知的障害若しくは身体障害等を有する児童について、手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図る。	20歳未満で、中程度以上の障害児を養育している方に対し、手当を支給します。	子育て支援課
151	特別児童扶養手当制度	精神又は身体に障害を有する児童について、手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図る。	20歳未満で、中程度以上の障害児を養育している方に対し、手当を支給します。	子育て支援課
152	医療的ケア児に関する協議会及び庁内連絡会議の運営事業	医療的ケアが必要なこどもを地域全体で支援していくための環境を整える。	保健、医療、福祉、教育等の関係機関等との連携体制を構築し、医療的ケア児に関する課題の共有化と解決に努めます。	障害者福祉課
278	すみだ教室事業	中学校特別支援学級や特別支援学校等を卒業した知的障害のある方が、社会生活のルール、エチケット等、様々な生活場面での心構えや仲間との協調性を学ぶことで、社会的自立につなげる。	中学校特別支援学級や特別支援学校等を卒業した知的障害のある方を対象に、社会生活に必要なルールやエチケットを学ぶとともに、仲間づくりを中心に社会的自立を促すため、日曜青年教室を開催し、様々な活動を行います。	地域教育支援課

事業 No.	計画事業名	事業概要		担当課・機関
		目的	具体的内容	
295	就労継続支援事業	障害者総合支援法に基づき、障害者に就労の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上を図る。	就労が困難な障害者で、作業能力がある方を対象に、作業支援、就労支援、生活支援、健康管理を行います。	障害者福祉課
296	すみだ障害者就労支援総合センター事業	障害者就労を総合的に支援する。	障害のある方が、地域において経済的・社会的に自立し、安定した生活を送るために、ハローワーク墨田等の関係機関と連携し、企業就労等の機会拡大を図るとともに、職業訓練、就職支援、職場定着支援、就労生活支援等を行います。	障害者福祉課
297	墨田区福祉作業所等ネットワーク事業	区内福祉作業所等が共同受注や共同販売を行うとともに、新商品開発や販路開拓も共同で実施することで、利用者の工賃及びやりがいの向上を図る。	ネットワークの場を通じ、福祉作業所が区のクリエーターによる「すみのわプロジェクト」などにより自主生産品開発に取り組みます。 また、作業所利用者による自主生産品を「スカイワゴン」等で共同販売を行います。	障害者福祉課

(2) 若年無業者（ニート）・ひきこもり対策

事業 No.	計画事業名	事業概要		担当課・機関
		目的	具体的内容	
44	ひきこもり支援推進事業	ひきこもり状態にある本人やその家族からの相談を受けとめ、本人の望む解決に向けて伴走支援を行う体制を構築し、誰一人取り残さない地域共生社会の実現をめざす。	<p>対面での相談だけでなく、ひきこもりで悩んでいる方の状況に寄り添い非対面で電話やメールで相談等ができるひきこもり地域支援センター【すみ家】を設置、運営します。</p> <p>また、ひきこもりに対する正しい理解の周知を図るとともに、ひきこもりで悩んでいる方や家族が地域から孤立しがちな状況を踏まえた上で、分かりやすい情報を発信するため、ひきこもり支援専用WEBサイトを管理、運営します。</p>	地域福祉課
298	社会参加促進事業	稼働能力を有する被保護者のうち就労意欲のない者に対しては、ボランティア活動、就労体験等を通し、就労に対する動機付けや意欲を喚起する。併せて、ひきこもりの人たちに対して訪問等を行い社会参加を促す。	同事業を民間事業者へ業務委託します。区内に事業所を開設し、授産、体験就労、ボランティア活動、カウンセリング等を実施します。	生活福祉課

(3) 生活困窮家庭や若者の貧困の対策

事業 No.	計画事業名	事業概要		担当課・機関
		目的	具体的内容	
147	特定自転車駐車場の使用料減額制度	自転車駐車場利用における経済的負担の軽減を図る。	墨田区が発行した「ひとり親医療証」を所持する世帯主及びその世帯に属するこどもに対して、使用料を減額（半額）します。	土木管理課
148	特定自転車駐車場の優先当選制度	希望どおりの自転車駐車場を利用しやすくすることにより子育てを応援する。	新年度の特定自転車駐車場の利用申請時に抽選となった場合、子育て世帯の方（墨田区在住で高校生以下のこどもがいる世帯の保護者又はこども本人）は、必要書類を添付することで優先当選の対象となります。	土木管理課
279	墨田育英会事業	奨学金の貸付を行い、社会のために有為な人材の育成をする。	公益財団法人墨田育英会では、区内居住者の子弟で、高等学校、高等専門学校、専修学校又は大学に在学する成績優秀な者等が経済的理由によって学費の支払いが困難な場合、奨学金を貸し付けます。	庶務課
299	生活困窮者自立支援事業	平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、相談支援事業の実施や住居確保給付金の支給等により、生活困窮者の自立促進を図る。	生活困窮者自立支援法に基づき、生活や仕事の不安、住居の不安などを抱える生活困窮者（生活保護受給者を除く。）からの相談に対して、相談支援員が、情報提供及び助言等を行い、他の機関と連携しながら自立に向けた支援を行います。	地域福祉課
300	生活困窮者家計改善支援事業	平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、相談支援事業の実施や住居確保給付金の支給等により、生活困窮者の自立促進を図る。	家計に課題を抱える方に対して、家計の状況を「見える化」し、家計管理の意欲を引き出す支援を行います。	地域福祉課
301	生活困窮者就労準備支援事業	平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、相談支援事業の実施や住居確保給付金の支給等により、生活困窮者の自立促進を図る。	生活困窮者自立支援制度の任意事業として、就労や生活習慣に課題を抱える方に、一般就労の前段階の支援を行います。（グループワーク開催・パソコン教室・就労体験・内職作業・職場定着支援・関係機関への同行支援等）	地域福祉課

(4) 若者の自殺対策

事業 No.	計画事業名	事業概要		担当課・機関
		目的	具体的内容	
302	ゲートキーパー研修事業	身近な人の変化に気づき、必要な支援につなげていくことで自殺を防ぐことをめざす。	区民や地域生活の様々な場面・分野における相談支援活動に関わっている方等を対象に、その活動の中で、自殺のサインや支援が必要な人に気づき、関係機関につなげる目的でゲートキーパー研修を実施します。	保健予防課
303	すみだ こころと生活の相談窓口事業	悩みの解決のための支援を通じて、自殺を防ぐことをめざす。	様々な悩みに対応する相談窓口の連絡先を掲載したリーフレット「すみだ こころと生活の相談窓口」を区及び区施設の窓口や区内関係機関で配布します。	保健予防課

(5) さまざまな悩みを持つ若者に対応した支援

事業 No.	計画事業名	事業概要		担当課・機関
		目的	具体的内容	
50	母子・父子、女性、家庭相談事業	それぞれの状況に応じた相談対応を実施することにより、適切な支援につなげる。	母子・父子自立支援員、女性相談支援員、家庭相談員が各種相談に応じ、社会的・経済的自立に向けた支援や、適切な助言、関係機関との連絡調整、情報提供を行います。	生活福祉課
52	各種相談の実施事業	それぞれの家庭の状況に応じた相談対応を実施することにより、適切な支援につなげる。	母子父子家庭・女性・家庭における様々な相談に対して、社会的・経済的自立に向けて助言等により自立につながるよう支援を行います。 また、DV等で保護を必要とする母子や女性の保護や援助を行います。	生活福祉課
53	性的マイノリティの人の人権等さまざまな人権問題に関する啓発事業	こども・若者をはじめ、誰もが幸せに暮らすことができるよう、多様性や人権を尊重し、共に支え合うことのできる地域社会の実現をめざす。	特に配慮が必要なこども・若者への支援にあたり、必要に応じて教育委員会事務局等と連携を図ります。 また、広報紙や講演会等、機会を捉えて様々な人権問題に関する啓発に取り組みます。	すみだ人権同和・男女共同参画事務所
55	こども・若者への見守り支援事業	地域のこどもたちが元気に安心して暮らせるように、こどもたちを見守り、必要に応じて、相談・支援窓口のある関係機関につなげる。	地域において、特に配慮が必要なこども・若者の把握に努め、子育ての不安やひきこもり等、支援が必要な場合は、関係機関につなげます。	地域福祉課
72	外国語相談事業	英語・中国語による相談の窓口を設置する。	毎週水曜日（祝日・年末年始を除く）の午前に中国語による相談を、午後に英語による相談を行い、日常生活の悩み事のアドバイスや情報提供を行います。	広報広聴担当
254	思春期相談・思春期講演会事業	思春期特有の問題について、本人・家族・関係者を対象に相談及び援助を行い、本人や家族の孤立を防ぎ、問題の明確化と解決を図る。	児童精神科医及び臨床心理士が、学齢期から青年期においての不規則な生活、摂食障害、ひきこもり、不登校、思春期のうつ、自傷行為、自殺未遂、暴力、発達の心配等に対して対面相談に応じます。そのほか思春期講演会を開催し、家族や本人への理解を深めるとともに、一般への知識の普及活動を行います。	健康推進課

基本方針 4 若者の健全育成と自立を支える環境づくりを推進します

(1) 非行・犯罪への対策

事業 No.	計画事業名	事業概要		担当課・機関
		目的	具体的な内容	
258	墨田区青少年非行・被害防止強調月間事業	青少年の健全育成・非行防止を図る。	こども家庭庁の主唱する「青少年の非行・被害防止全国強調月間」に呼応して、関係機関・団体、地域住民等がそれぞれ実施する非行・被害防止活動を集中的に実施して、青少年の非行・被害防止の徹底を図ります。	地域教育支援課
259	更生保護活動事業	青少年の健全育成・非行防止を図る。	人の立ち直りを支える活動「更生保護」において、保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた保護司が、更生に向けた指導や助言等を行う保護観察、犯罪や非行を未然に防ぐ犯罪予防活動、釈放後の居場所や就職先の確保といった生活環境の調整を行います。	墨田区保護司会 (地域教育支援課)
260	社会を明るくする運動事業	青少年の健全育成・非行防止を図る。	法務省の主唱により、墨田区長を委員長とし、墨田区保護司会、墨田区更生保護女性会及び墨田区BBS会の会員などで構成される推進委員会が、毎年7月を中心にして青少年の非行・被害防止と罪を犯した者の更生、援助のための地域活動について、広く区民の理解と協力を得ることを目的に実施します。	墨田区保護司会 地域教育支援課

(2) 社会全体で若者を見守る仕組みの充実

事業 No.	計画事業名	事業概要		担当課・機関
		目的	具体的内容	
42	家庭と地域の教育力充実事業	心身ともに健康なこどもの育成を促すため、保護者等が家庭での子育て等について学習する機会を設け、家庭教育の振興を図る。	親子を対象とした「家庭教育支援講座」の実施や、地域を対象とした「地域育成者講習会」の実施、家庭教育等に関する学習活動を行う団体への経費補助等の支援を行います。 また、児童・生徒の保護者に子育てに関する季刊誌を発行することにより、親子のふれあい・こどもの自主性・家庭における教育の大切さについての意識啓発を推進します。	地域教育支援課
56	民生委員・児童委員活動事業	民生委員・児童委員が地域に暮らす身近な相談役として、地域と行政をつなぐパイプ役となる。	厚生労働大臣から委嘱された民生委員・児童委員が、学校や地域の相談役となり、地域と行政をつなぐ活動をします。	地域福祉課
57	協治（ガバナンス）まちづくり推進基金事業	区民同士の支え合いによる協働の推進を目的に、区民や事業者からの寄付金を原資とし、区民等が主体となって行う活動に対し助成する。	「地域や社会のために何らかのかたちで貢献したい」という区民や事業者からの思いを寄付としてお受けし、「すみだの力応援基金」に積み立てます。地域における課題解決をめざしたまちづくり活動を助成事業として募集し、この基金をもとに資金面から支援します。	地域活動推進課
73	ワーク・ライフ・バランス推進事業	誰もがともに支えあいながら、あらゆる分野で平等に参画する機会が確保され、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現をめざし、仕事と生活の両立について支援する体制を構築する。	ワーク・ライフ・バランス推進のノウハウが少ない区内事業者のため、その意義や方法、関係法令の情報を提供するなど、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発活動などを推進します。	すみだ人権同和・男女共同参画事務所
153	青少年問題協議会の運営事業	青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策を審議し、それらの施策を適切に実施するため、区及び青少年関係機関・団体の連絡調整を図ります。併せて、これらの関係機関・団体の活動の指針とするため、毎年度、「青少年対策基本方針」を定めます。 また、区立小学校1年生・4年生、区立中学校1年生の保護者を対象とした家庭教育パンフレット「おやこいっしょに」の発行等を行います。	青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策を審議し、それらの施策を適切に実施するため、区及び青少年関係機関・団体の連絡調整を図ります。併せて、これらの関係機関・団体の活動の指針とするため、毎年度、「青少年対策基本方針」を定めます。 また、区立小学校1年生・4年生、区立中学校1年生の保護者を対象とした家庭教育パンフレット「おやこいっしょに」の発行等を行います。	地域教育支援課
261	地域教育懇談会事業	地域住民がそれぞれの地域の実情に応じて、自主的に青少年の健全育成活動を行う。	地区青少年育成委員会と連携し、各地域における青少年の非行化の実態や問題傾向等の情報交換、関係機関・団体の活動の連絡調整を行うとともに、地域における青少年の健全育成の意識の啓発を図ります。	地域教育支援課

事業 No.	計画事業名	事業概要		担当課・機関
		目的	具体的な内容	
262	青少年委員活動の推進事業	学校支援を中心に青少年健全育成の振興に努め、学校や地域のパイプ役となる青少年委員を委嘱する。	青少年の健全育成の振興を図るため、地域の青少年の余暇指導や青少年団体の育成、区の青少年事業への協力など、学校、地域、行政のパイプ役としての活動を展開する青少年委員の活動を推進します。	地域教育支援課
263	青少年育成委員会活動への支援事業	地域住民がそれぞれの地域の実情に応じて、自主的に青少年の健全育成活動を行う。	青少年の非行防止等健全育成を図るため、青少年対策施策への協力や、各地域における自主的な青少年健全育成活動を実施している青少年育成委員会の活動を支援します。	地域教育支援課

(3) 若者が安全・安心に暮らせる環境づくり

事業 No.	計画事業名	事業概要		担当課・機関
		目的	具体的内容	
59	防犯パトロールカーによる巡回事業	犯罪発生の抑制と区民の体感治安の向上を図る。	青色回転灯を搭載した防犯パトロールカーで、毎日、午前9時から翌朝2時まで区内全域のパトロールを実施します。	安全支援課
60	交通安全普及啓発事業	交通安全対策基本法に基づき交通安全対策協議会を開催し、交通安全運動実施計画を策定して、交通事故の防止等を図るほか、交通安全教室の開催や交通安全物資の配布により、交通ルールの周知及び交通安全意識の啓発を図る。	所轄警察署等が実施する交通安全講習会で参加者に自転車安全運転免許証を交付することで、自転車利用者の安全意識の啓発を図ります。 また、自転車利用のルール及びマナー向上を図るため、スタントマンによる交通事故を再現した交通安全教室を実施するとともに、すみだまつり・こどもまつりで交通ルール及び自転車の利用マナーの啓発活動を行います。	土木管理課
64	公園等新設・再整備事業	特色ある魅力的な公園を整備し、子どもから高齢者までの幅広い世代の公園利用者のニーズに応える。	身近な憩いや遊びの場である公園を、利用者のニーズにあった機能にしていくため、計画的な再整備を推進します。	都市整備課 公園課
65	トイレ改築事業	トイレのバリアフリー化を進め、区民の誰もが安心して利用できるようにする。	老朽化した公衆トイレや公園等トイレの改築を計画的に進め、改築に合わせてバリアフリー化を行い、ベビーシートやベビーチェアも備えた「バリアフリートイレ」を整備します。	公園課
66	道路バリアフリー整備事業	道路のバリアフリー化を行うことで、安全で快適に移動できる歩道環境を整備する。	「墨田区交通バリアフリー道路特定事業計画」に基づき、道路のバリアフリー化を推進します。	道路・橋りょう課
67	歩行者・自転車通行空間再整備事業	歩行者と自転車が相互に安全で快適な道路利用環境を構築する。	自転車通行空間の整備を行うことで、歩行者と自転車の通行空間を分離して、相互に安全で快適な道路利用環境の構築を図ります。	道路・橋りょう課
68	すみだ良質な集合住宅認定制度	良質な集合住宅の供給促進を図るとともに、住み替えにおける良質な住環境の指針を提供することで、区内の住環境の充実を図る。	区内に供給される集合住宅のうち、住生活に関する様々な機能（子育て・防災）について、建築及び管理運営において特に配慮したものを見定し、積極的な周知を行います。	住宅課

事業 No.	計画事業名	事業概要		担当課・機関
		目的	具体的内容	
74	子育て世帯等定住促進事業	子育て家庭・若年夫婦に区内に定住してもらえるよう、住宅を確保しやすい環境を整える。	【すみだ住宅取得利子補助制度】 区内の住宅を取得した中学生以下の子どもがいる子育て世帯及び夫婦いずれもが40歳未満の若年夫婦を対象に住宅ローンの利子の一部を補助します。	住宅課
75	住宅修築資金融資あっせん事業	子育て世帯・若年夫婦の住宅改修に対する経済的支援を行い、住環境の向上を図る。	住宅を改修する際、資金が不足する方を対象に、区内等の信用金庫へ低金利で融資をあっせんします。 また、申込人が子育て世帯・若年夫婦のいずれかに該当し、所得制限以下の場合は、区が全額利子補助を行います。	住宅課

(4) 若者への積極的な情報発信・情報共有

事業 No.	計画事業名	事業概要		担当課・機関
		目的	具体的内容	
61	危機情報のメール配信事業	危機情報を正確かつ迅速に区民等へ伝達し、災害時の速やかな初動体制の構築や犯罪発生時に犯罪等に巻き込まれることの防止を図る。	地震・大雨などの防災情報、犯罪・不審者等の防犯情報、その他事故情報を事前に登録された区民等のメールアドレスに配信します。	安全支援課
69	各種広報媒体による情報発信事業	区の広報やマスメディアを活用した情報発信を行うことで、より多くの方に子育てに関する情報が届く環境を整える。	区広報媒体（区報、CATV、SNS（Facebook、X、LINE等）、区公式ホームページ内の子育て応援サイト等）により、子育てに関する情報発信を行います。	広報広聴担当 子育て支援課

墨田区青少年問題協議会条例（昭和30年条例第2号）

（設置）

第1条 地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第1条の規定に基づき、区長の附属機関として、墨田区青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（組織）

第2条 協議会は、会長及び45人以内の委員をもって組織する。

- 2 会長は、区長をもって充てる。
- 3 協議会に副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4 委員は、次に掲げる者につき、区長が委嘱し、又は任命する。

（1）区議會議員

- （2）学識経験を有する者
- （3）関係行政機関の職員
- （4）区の職員

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員は、委嘱され、又は任命された時ににおける前条第4項各号に掲げる身分を失ったときは、第1項の規定にかかわらず、委員の身分を失う。ただし、区長が特に必要と認めるときは、この限りでない。
- 4 区長は、委員に職務遂行上の支障があり、又は委員としてふさわしくない行為があったと認めるときは、第1項の規定にかかわらず、協議会の意見を聴いて、委員を解任することができる。

（会長及び副会長の権限）

第4条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 会長及び副会長とともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

（招集）

第5条 協議会の会議は、区長が招集する。

（定足数及び表決数）

第6条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（専門委員会）

第7条 協議会の審議事項等について専門の事項を調査させるため、協議会に専門委員会を置くことができる。

（委任）

第8条 この条例の施行について必要な事項は、墨田区規則で定める。